

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に伴う対応について

○国の新型コロナウイルス感染症対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として宮城県が指定され、これを受け知事が、同法に基づき仙台市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨を決定した。

○県立学校においては、これまでも感染予防対策を講じているところではあるが、宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部においても、更なる徹底をしていくことが重要であるとの指摘がなされていることから、下記のとおり、感染予防対策を十分に講じた上で、教育活動等を実施していく。

- 1 新年度の教育活動等においては、令和3年3月30日付けス号外「年度始めの新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について（通知）」で記載した対策を徹底すること。
- 2 入学式や始業式は、感染症対策を徹底した上で、実施すること。
- 3 部活動については、「部活動での指導ガイドライン（平成30年3月発行宮城県教育委員会）」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守いただくとともに、当面の間、校内のみの活動とし、練習試合等は自粛すること。また、地域の感染状況によっては、時間短縮で活動するなどを検討すること。

【参考】まん延防止等重点措置の概要（要請期間：4月5日～5月5日）

宮城県内全域

○県民への要請

（不要不急の外出や移動・宴会の自粛等）

○イベントの開催についての要請

（人数上限 5,000 人以下等）

○事業者への要請

（従業員等の感染防止の徹底、出勤率 3 割等）

○大学等への要請

（感染防止と面接授業・遠隔授業による学修機会の確保）

（部活動、課外活動等における感染防止策の注意喚起）

（入学式等で、人の間隔確保など適切な開催方法を検討）

仙台市内のみ

○その他の施設への感染拡大防止の協力依頼

（運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館等、博物館、美術館、図書館、ホテル、旅館、遊興施設等）

・午前 5 時から午後 8 時までの時間短縮営業

※法に基づかない任意のお願い

・入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の換気等

・業種別ガイドラインの遵守

○飲食店への要請

食品衛生法上の許可を受けている飲食店

（接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店のみ）

（午前 5 時から午後 9 時までの時間短縮営業）

○飲食店への要請

食品衛生法上の許可を受けている飲食店

（午前 5 時から午後 8 時までの時間短縮営業）

宮城県いじめ防止対策調査委員会答申について

1 事案の概要

- 平成30年 8月21日 宮城県工業高等学校の1年生男子生徒が自宅で自死
 同年 10月31日 遺族が知事及び県教育委員会に対し調査等を求める要望書を提出
 同年 12月19日 教育委員会から宮城県いじめ防止対策調査委員会へ諮問
 令和 3年 3月26日 宮城県いじめ防止対策調査委員会から答申

2 答申の内容

(1) 調査の目的

当該事案における学校生活と自死との因果関係を明らかにすること

- ・ 教員の不適切な指導, いじめの有無
- ・ 調査により明らかになった事実と自死との因果関係
- ・ 事案発生後の学校及び教育委員会の対応

(2) 概要

イ 生徒間のいじめ

当該生徒には, いじめなどのトラブルは見当たらなかった。

ロ 教員の指導及び学校の体制

- ・ 教員間の連携不足により, 当該生徒の悩みに気づく機会がありながら, 適切な支援がなされなかった。
- ・ 当該生徒の悩みを汲み取り, 家庭と連携して速やかな支援に結び付けられる体制がなかった。

ハ 自死との因果関係

教員らの対応を含め, 高校での出来事の一つ一つが, 当該生徒にとって心理的負担となり, それらが複合的に作用し, 結果として, 当該生徒を追い詰めた。

二 事案発生後の学校及び教育委員会の対応

高校教育課からの人的支援の欠如, 学校における基本調査の不徹底とその報告の欠如, 遺族の心情等への配慮の欠如があり, 文部科学省の定める「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」及び「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」に反しており, 非難に値する。

(3) 提言

- 複合的な作用による「追い詰め」の責任の所在と解決に向けて
- 緊急時の遺族に対する学校, 教育委員会の対応と指針, 手引き等
- 校種間の「連携」について
- 教員間の連携について
- 伝統校, 実業系学校での指導について
- 専門職の位置付けの確認と指揮について
- 「連携」についての実践的な対策研究の必要性

3 再発防止に向けて

- (1) 4月2日(金)に臨時校長会を開催し, 調査報告書の内容を県内県立学校の校長と共有し, 生徒の状況把握及び支援の在り方, 適切な指導について確認した。
- (2) 個々の生徒の状況を適切に把握し, 個に応じた支援の在り方について学校内で確認する。
- (3) 事案発生後の対応について, 指針及び手引きに沿った対応を徹底する。
- (4) 校種間, 教員間の連携の在り方の実践的な研究について, 専門家の助言も得ながら具体的な検討を進める。

公表版

調査報告書

令和3年3月26日
宮城県いじめ防止対策調査委員会

目次

はじめに

第1章 宮城県いじめ防止対策調査委員会について

第1 宮城県いじめ防止対策委員会特別部会設置に至る経緯

- 1 宮城県いじめ防止対策調査委員会について
- 2 特別部会設置の経緯

第2 特別部会の目的及び調査手続き等

- 1 目的
- 2 調査手続等

第2章 本事案の事実経過

第1 当該生徒について

- 1 小学校までの様子
- 2 中学校での様子
- 3 高校への進学

第2 高校入学後の状況

- 1 高校の概要
- 2 入学後の当該生徒の様子

第3 当該生徒への指導について

- 1 「学習ノート」作成の経緯
- 2 レポートの未提出と反省文の作成について
- 3 レポート提出後の状況
- 4 部活動の再開と8月の部活動の無断欠席
- 5 高校以外での様子

第4 高校における指導方針などについて

- 1 高校の指導方針について
- 2 高校内の情報共有などについて

第5 高校の対応等について

- 1 生徒の自死に関する本事案前の高校の予防対策について
- 2 生徒の自死に関する本事案前の高校の事後対策について
- 3 当該生徒の自死に対する高校の事後対応について

第6 教育委員会（高校教育課）について

- 1 生徒の自死に対する本事案前の教育委員会（高校教育課）の予防対策について
- 2 生徒の自死に対する本事案前の教育委員会（高校教育課）の事後対策について
- 3 当該生徒の自死に対する教育委員会（高校教育課）の事後対応について

第7 ツイッターについて

第3章 検証

第1 高校入学後の当該生徒の状況

- 1 高校入学まで
- 2 学習ノートの作成と部活動への不参加
- 3 レポートの作成などについて
- 4 小括

第2 高校の指導との関連性

- 1 レポートの未提出などに対する高校の対応
- 2 本事案における対応

第3 高校の指導のあり方などについて

- 1 高校の指導について
- 2 教員間の連携などについて

第4 まとめ

- 1 高校生活による影響について
- 2 高校の指導のあり方について

第4章 本事案における学校・教育委員会（高校教育課）の対応

第1 危機対応のあり方

- 1 本来あるべき危機対応のあり方
- 2 実際の高校・教育委員会（高校教育課）の対応
- 3 「基本調査」の実施について
- 4 基本調査の対応内容について

第2 遺族に対する対応

- 1 本来あるべき対応
- 2 実際の遺族に対する高校・教育委員会（高校教育課）の対応

第3 まとめ

第5章 提言

おわりに

はじめに

平成30年8月21日に、当時、宮城県工業高等学校1年に在籍の生徒が自宅にて自死するいたましい事案が発生した。その事案発生後、学校の不誠実と思われる対応があったため、ご遺族は学校に強い不信感を抱くようになり、平成30年10月31日に、宮城県知事と宮城県教育長に対して第三者委員会による調査の要望書が提出された。これを受けて、平成30年12月19日に宮城県教育委員会教育長による宮城県いじめ防止対策調査委員会への諮問があり、特別部会が設置された次第である。

諮問内容の1つ目は、当該生徒が自死に至った過程や背景に関する事実を明らかにし、特に、教員の不適切な指導があったのではないかとの疑問がご遺族の要望書に示されており、いじめの有無等も含めて調査を行うことである。2つ目として、教員による不適切な指導等があった場合は、その明らかになった事実と、当該生徒の自死との因果関係について調査及び、事案発生後の学校、教育委員会の対応に関する検証を行うことである。

調査にあたり、当該生徒のご両親、当該高校の生徒や保護者、教職員、その他関係者の方々にご協力いただいたことに心より感謝申し上げますとともに、特別部会としては、ご遺族の深い悲しみや憤りの思いを受け止めながら、聴き取り調査やアンケート調査の結果について、委員の専門性を活かした議論を重ね、慎重かつ丁寧に考察を行ってきた。

また、最終章には生徒一人一人の良さや可能性を存分に発揮できる教育を進めていくための一助となるよう、「提言」という形で今後の学校、教育委員会、教員のあり方についてまとめた。

今後、このようないたましい事態が二度と起きないことを切に願うばかりである。

令和3年3月26日

第1章 宮城県いじめ防止対策調査委員会について

第1 宮城県いじめ防止対策調査委員会特別部会設置に至る経緯

1 宮城県いじめ防止対策調査委員会について

平成30年8月21日、当時、宮城県工業高等学校（以下「高校」という）の〇〇科1年に在籍している生徒（以下「当該生徒」という）が自宅で自死した（以下「本事案」という。）。

宮城県においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、第三者委員会としての役割を持つ宮城県いじめ防止対策調査委員会（以下「本委員会」という。）が設置されている。本委員会は、いじめの防止等のための有効な対策に関する事項及び法第23条第2項の規定による報告に係る事案、法第28条第1項に規定する重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案について調査審議するもので（いじめ防止対策調査委員会条例（平成26年宮城県条例第6号、以下「条例」という）第2条）、教育委員会が任命した委員で組織されている。

現在、本委員会に3つの部会（解決支援を行うための支援部会、教育委員会が行う調査として必要な事項の調査等を行うための調査部会、自死事案等の緊急性のある案件に対処するための特別部会（以下「本部会」という）が設置されている。なお、後述するとおり、本部会は、平成30年12月19日、本委員会運営要項の改正により設置されたものである。

2 特別部会設置の経緯

平成30年10月31日、当該生徒の遺族から、自死の原因が学校の不適切な指導などにあったのではないかとの訴えがあり、宮城県知事及び宮城県教育長に対し、教員及び生徒へのアンケートを取り事実を明らかにするとともに、自死との関連性について第三者委員会による調査を求める要望書が提出された。

教育委員会は、その要望書を受け、本委員会に自死事案等を扱う特別部会を設置し、条例第2条の規定により、本委員会に対して本事案に係る調査等について諮問した。

本委員会は上記諮問を受け、遺族の要望を踏まえつつ、本委員会委員長の指名により本部会委員として以下の6名を選任し、本部会において本事案の

調査及び審議を行うこととなった。

役職	氏名	所属等
部会長	長谷川 啓三	東北大学名誉教授
委員	奥山 優佳	東北文教大学短期大学部子供学科教授
委員	北島 みどり	弁護士
委員	細川 潔	弁護士
委員	内藤 裕子	東北福祉大学総合福祉学部福祉心理学科准教授
委員	神 春美	宮城県人権擁護委員連合会

第2 特別部会の目的及び調査手続き等

1 目的

特別部会は、教育委員会からの諮問に応じ、第三者による公平・中立な立場から、当該生徒の自死事案における学校生活と自死との因果関係等について明らかにすることを目的としている。

本事案については、諮問により、以下の点について調査及び審議を行うこととなった。

- ① 当該生徒が自死に至った過程や背景に関する事実を明らかにする。特に要望書においては、教員の不適切な指導があったのではないかとの疑問が示されており、いじめの有無等も含め、調査を行う。
- ② 教員による不適切な指導等があった場合、その明らかになった事実と当該生徒の自死との因果関係についての調査及び事案発生後の学校及び教育委員会の対応に関して検証する。

2 調査手続等

(1) 教育委員会によるアンケートの実施

遺族からの要望により、第1回特別部会開催に先立ち、教育委員会より、本事案の事実関係に関するアンケート調査が実施された。調査対象者は、調査当時在籍していた教職員93名で、病欠者1名を除く92名から回答があった。

その後、教育委員会職員により、アンケートに回答した高校の教職員に対し、個別に聴き取り調査が行われた。

(2) 特別部会設置後の調査及び審議

本部会による審議は、表1のとおり、平成30年12月22日の第1回か

ら令和3年3月15日の最終回まで、25回行われた。

特別部会において行った調査は、以下のとおりである。

① アンケート調査

本部会では、事実関係の調査のため、全校生徒を対象としたアンケート調査を行った。アンケート調査実施の時点では、当該生徒の自死の要因が不明であったため、要望書において遺族から申し出のあった内容を中心とした事実関係を項目として入れ、回答については、基本的には自由記述とした。

また、アンケートの実施や回収に高校が関与しないよう、特別部会の事務局で取りまとめを行った。回答にあたっては、学科、学年、クラス、氏名等を記載する欄を設けたが、いずれも自由記載として回答者のプライバシーに配慮した。

対象生徒940名のうち、回答がなされたのは507名（回収率53.9%）であった。

② 聴き取り調査

教職員及び生徒へのアンケートの回答を参考として、同校生徒及び教職員に対する第1回目の聴き取り調査を行った（平成31年3月25日～3月29日）。聴き取り調査の対象として、当該生徒の所属する〇〇科の生徒（全学年）、所属する〇〇部の生徒（全学年）へ調査を依頼し、保護者を含めて同意のあった生徒15名に対し聴き取りを行った。聴き取り時間は一人当たり約45分とし、生徒については、保護者の同席を認めることとした。教職員については、高校の校長及び教頭（2名）、学年主任のほか、当該生徒と直接やり取りのあった担任、部活動顧問（2名）、〇〇科担当教員（2名）とした。

当該生徒の両親に対しては、令和元年5月、8月、11月の3回、聴き取りを行った。

聴き取り調査の結果を踏まえ、令和元年10月から12月にかけて、高校の教員2名、中学時の教員2名、他校及び高校の生徒3名、教育委員会職員2名に追加の聴き取り調査を行った。

③ 書面による照会調査

高校に対し、生徒らのレポート未提出時の高校の対応などについて、書面により照会を行った。

(表1) 特別部会及び調査日程

開催日	内容
平成30年11月11日(日) ～29日(木)	教育委員会による高校教職員(92名)に対する聴き取り調査
平成30年12月22日(土)	第1回特別部会
平成31年1月16日(水) ～29日(火)	全校生徒に対し、アンケート調査を実施・回収(回収率53.9%)
平成31年2月17日(日)	第2回特別部会
平成31年3月25日(月) ～29日(金)	高校生徒・教員への聴き取り調査(生徒15名、教員9名)
平成31年4月19日(金)	第3回特別部会
令和元年5月21日(火)	当該生徒両親に対する聴き取り調査 第4回特別部会
令和元年7月3日(水)	第5回特別部会
令和元年7月29日(月) ～8月9日(金)	追加の聴き取り調査(期間の内、4日間で実施。高校生徒1名・教員2名、中学校教員1名、当該生徒父)
令和元年9月5日(木)	第6回特別部会
令和元年9月19日(木) ～10月1日(火)	高校に対する書面による調査
令和元年10月8日(火)	第7回特別部会
令和元年10月29日(火)	県教育委員会への聴き取り調査(教育委員会職員2名) 第8回特別部会
令和元年11月12日(火)	追加の聴き取り調査(当該生徒母)
令和元年11月18日(月)	追加の聴き取り調査(他校生徒2名)
令和元年11月27日(水)	第9回特別部会
令和元年12月12日(木)	追加の聴き取り調査(中学校教員1名)
令和元年12月18日(水)	第10回特別部会
令和2年 1月28日(火)	第11回特別部会
令和2年 2月18日(火)	第12回特別部会
令和2年 3月17日(火)	第13回特別部会

令和2年 7月 8日 (火)	第14回特別部会
令和2年 8月18日 (火)	第15回特別部会
令和2年 9月24日 (木)	第16回特別部会
令和2年10月21日 (水)	第17回特別部会
令和2年11月17日 (火)	第18回特別部会
令和2年12月 7日 (月)	第19回特別部会
令和2年12月22日 (火)	第20回特別部会
令和3年 1月13日 (水)	第21回特別部会
令和3年 2月 2日 (火)	第22回特別部会
令和3年 2月19日 (金)	第23回特別部会
令和3年 3月 2日 (火)	第24回特別部会
令和3年 3月15日 (月)	第25回特別部会

第2章 本事案の事実経過

第1 当該生徒について

1 小学校までの様子

(1) 家庭環境や性格などについて

当該生徒は平成14年に宮城県内で生まれ、県北沿岸部で両親と妹、祖父母と同居していたが、東日本大震災後の平成24年、仙台市に転居した。

家族仲は良く、父親は、小学校や中学校の授業参観など学校行事はもちろん、当該生徒の所属していた地元の野球チームにも積極的に参加していた。当該生徒の勉強や学校の対応は、主に母親が行っていた。当該生徒と妹との関係も良好であった。

両親から見た当該生徒は、素直で優しく、争いごとを好まずマイペースで、友人も多かった。これまで反抗期と思われるような時期はなかった。

当該生徒は、小学校では野球、中学ではサッカー部に所属しており、体を動かすことは嫌いではなかった。運動会で選手宣誓をしたり、学校の行事で踊りを披露することになった際は一番前で踊るなど、積極的なところもあった。

(2) 小学校入学前及び小学校での様子

当該生徒は夜泣きや大きな病気もなく、育てやすい子供であった。幼稚園に2年間通う中で、登園を嫌がったことはなく、積極的に人と関わっていく子供ではなかったが、周囲とはすぐに打ち解けることができた。

当該生徒は、小学校入学を機に、家族と共に県北沿岸部の父親の実家に転居した。当該生徒は、転居先での生活にもすぐに馴染み、小学校から帰宅すると、毎日のように近所の子と外で、また友達の家を行き来するなどして遊んでいた。

当該生徒は、小学4年生の9月に仙台市に転居したが、転校先の小学校でも特段大きな問題はなかった。

2 中学校での様子

(1) 学校生活について

当該生徒は、仙台市内の中学校に入学後、サッカー部に入部した。当該生徒は、小学校3年生から地元の野球チームに所属して野球をしており、サッカーは未経験であったが、友人から誘われるなどして自分で入部を決

めた。

当該生徒は、学校生活において大きなトラブルはなかったが、中学1、2年の頃、普段どおりに家を出たが、登校しなかったことがあった。教員や父親が周囲を探したところ、すぐに近所で見つかったが、当該生徒は、登校しなかった理由について、「なんか嫌だった」などと述べてはっきりとした理由は話さなかった。母親は、反抗期、成長過程なのかと思い、様子を見ていたが、当該生徒は、翌日から普通に登校していた。

当該生徒は、運動会で選手宣誓を任されたり、合唱コンクールの実行委員を務めたりしたこともあり、トラブルや問題は見られず、中学では、特別な配慮や支援は不要なごく普通の生徒との評価であった。

(2) 課題の提出について

当該生徒の成績は中程度で、課題や宿題については、期限までに出せないことが多かったようであるが、このような状況は学年が上がるにつれて改善されていった。

当該生徒は、宿題になかなか取り掛かれない、定期テストに向けて計画どおりにうまく進められていない、家でなかなか勉強を始められないなどと話していたこともあったため、中学の担任は、母親に対し、特に1年生の頃はこまめに連絡をとり、提出物が出せるように家でも声をかけてほしいと伝えていた。

時期について特定はできないものの、中学の同級生からは、長期休暇の課題が提出されていなかったため、部活動に出られない時期があったとのエピソードが語られたが、部活動を休んだ理由が課題提出未了によるものだったかどうかについては、確認できなかった。

(3) 当該生徒の性格などについて

教員らによれば、当該生徒は非常に穏やかで優しく、繊細なところもあり、周りの友達から好かれる子であった。また、部活動のサッカーにも一生懸命取り組んでいた。同じ部活動だけでなく、クラスでも友人は多かった。

当該生徒は、友人らからも、常に笑顔で、怒ったりしている様子は見たことがないなど、同様の評価であった。当該生徒が亡くなった際に、中学のサッカー部の仲間から贈られたサッカーボールには、以下のような寄せ書きが記載されている。

「いつも笑顔でみんなに優しい姿」

「いつも人を笑顔にしてなごませるムードメーカー」

「いつも笑顔でがんばってたね」

「いつも手を抜かず一生懸命やってた」

3 高校への進学

当該生徒の父親は、当該生徒に対し、地元の普通科公立高校へ進学するのが良いのではないかと水を向けたことがあったが、当該生徒本人は、宮城県工業高等学校への進学を希望した。同校の志望について担任からの勧めなどはなく、当該生徒が高校卒業後は就職を希望していたこと、友人も同じ高校を希望していたことなどが志望理由であったようである。

受験する科（第1希望・〇〇科、第2希望・〇〇科）も当該生徒本人が決めており、具体的な志望理由は両親には話していなかった。

当該生徒は、自ら塾に通うことを決め、最後まで通い続けた。第1希望だった〇〇科は不合格で、第2希望の〇〇科に合格したが、高校に合格したことを非常に喜んでいた。

第2 高校入学後の状況

1 高校の概要

高校は、1913年2月7日創立の伝統校で、100余年の歴史を持つ県立の工業高校である。

高校には、機械科、電子機械科、電気科、インテリア科、化学工業科、情報技術科の6つの学科が設置されている。

卒業生のうち、例年、約7割が県内外の企業に就職し、約3割が大学や専門学校等へ進学している。

2 入学後の当該生徒の様子

(1) クラスでの当該生徒の様子

当該生徒は、平成30年4月、宮城県工業高等学校〇〇科に入学した。担任はA教員であった。

生徒や教員らの説明によれば、高校ではおとなしく目立たない生徒であったようである。

当該生徒のクラスには連絡用のライングループがあったが、当該生徒の書き込みは殆どなかった。同ライングループへの当該生徒の最後の書き込

みは、平成30年8月21日の13時31分で、鼻血が出たクラスメートが「鼻にティッシュ突っ込んでいいの」とラインメッセージを送信したのに対し「突っ込んだらやばそうだから添えるだけにしとけ」「あと鼻を冷やす」などと送信したものである。

また、当該生徒はツイッターのアカウントを保有しており、確認できるツイートは以下のようなものがあった。

「〇〇〇」（2018年8月6日）

「〇〇〇」（2018年8月10日）

「〇〇〇」（2018年8月18日）

また、生徒らへのアンケート結果によれば、当該生徒が、SNSなどを通じて、「学校、部活がきつい、やめたい」「先生がこわい」「友達作ろうと思えば作れるけど面倒くさい、誰か助けて」「〇〇科の先生は厳しくて、今行けるなら〇〇科にいきたい」などと発言をしていたとの回答があった。

(2) 部活動での当該生徒の様子

当該生徒は、高校入学後、〇〇部に入部した。

〇〇部は、部員が「〇〇班」、「〇〇班」、「〇〇班」に分かれて活動を行っており、当該生徒は、「〇〇班」に所属し、〇〇競技大会に出るため、〇〇などの活動を行っていた。〇〇班は上級生がおらず、平成30年度は、当該生徒を含め、3名の1年生で活動していた。

平成30年4月28日、〇〇部の保護者会が開かれ、顧問のB教員及びC教員より、部活動の内容や、部活動での指導方針などが説明された。保護者会の資料は、後日欠席した保護者に配布されたが、資料には、後述する自学自習に関する記載はない。

(3) 家族からみた入学後の当該生徒の様子

当該生徒の両親の話によれば、入学後の当該生徒の様子は、おおむね以下のとおりであった。

- ・ 第2志望だった〇〇科に合格したことについて、家で不満を述べていたことはなく、宮城県工業高等学校に合格できたことを喜んでいて、〇〇部への入部を決めたときは、とても喜んでいて、大会に出るための〇〇の動画を見せてきたことがあった。
- ・ レポートについては「だめだと言って返された、書き方がわからない」と言っていたので、父親が教えたことがあった。「(勉強は) どうな

の?」「ついていけるの?」と聞いたら「そう思いたい」と言っていた。

- ・ 「休みたい」「先生が厳しい」「先生が怒って教室に入ってきて生徒の机を蹴る」と言っていたが、笑顔はあった。その前から厳しいという話しは何度か聞いていた。「先生は俺にだけ厳しいような気がする」と言っていたことがあった。
- ・ 中学の時の友人の母親から、亡くなった後に、当該生徒が友人に学校を辞めたいと言っていたことを聞いた。休みたいと言っていた時は、悩んでるんだろうなとは思っていたが、学校を辞めたいというところまではつながっていなかった。家で「辞めたい」と言ったことはなかった。
- ・ 亡くなる直前まで、食欲は変わりなかった。亡くなる直前の土曜日、バーベキューでも変わった様子はなかった。今になって思えば、7月頃に母親に「学校を休みたい」などと相談したときから様子がおかしかった。自宅でもイヤホンをして携帯をいじっていることが多かったかもしれない。亡くなる少し前から、毎週欠かさずに見ていたドラえもののアニメを見ないことがあったが、もしかするとそれも兆候の1つだったのかもしれない。夏休み前の後半は、母親が仕事から午後4時頃帰ってくると、既に部屋で寝ていることがあった。夜中に起きたり、朝起きたりして課題（1日1時間の課題）をやっていたのではないか。

第3 当該生徒への指導について

1 「学習ノート」作成の経緯

〇〇部では、部員である生徒の成績に応じて、自学自習を行うよう指導しているところ、平成30年6月21日に実施された中間考査での当該生徒の成績を知った顧問のB教員は、当該生徒に「学習ノート」を用意して自学自習をするよう指示した。

学習ノートは、自学自習の成果をまとめるもので、内容や科目は本人に任せられており、部の顧問が提出をチェックするが、内容の正誤を確認したり、内容に踏み込んで指導したりすることはない。ノートの作成は、〇〇部で独自に行っているもので、平成30年4月に実施された同部の保護者向けの説明会において、学習ノートの作成やその目的について説明がなされたが、配布資料への記載はなかった。

学習ノートの作成を指示された生徒は、当該生徒の他にも6、7名いた。
〇〇部以外の教員には、ノートの作成や提出は伝えられていない。

B教員は、当該生徒に、部活を休んで勉強して成績を回復することと、部活を続けながら、自宅で学習ノートを利用して勉強することとどちらが良いかと確認したところ、当該生徒が後者を希望したことから、部活動に参加しながら、学習ノートを毎日提出するよう指示した。なお、B教員は、学習ノートの終了時期は、夏休み明けの1学期（2学期制の前期）期末考査までと指示したと説明しているが、当該生徒は、母親に「(終了時期については)言われていない」と話していた。

当該生徒は、平成30年6月25日から学習ノートの作成を始めた。担任のA教員は、このような学習をしていることをB教員との会話の中で知った。

当該生徒の両親は、学習ノートについては「レポートを出したけどダメだったか、期日まで出せなかったかのために1時間か2時間、課題をやっていた」との認識であり、中間考査の成績により、部活の顧問の教員から自学自習を指示されたことは知らなかった。

2 レポートの未提出と反省文の作成について

(1) レポートの未提出までの経過

当該生徒の所属する〇〇科では、平成30年5月16日から5回にわたり、〇〇の実習が行われた。担当教員は、〇〇科長のX教員と、Y教員であった。

実習後にはレポートの提出が必要なことは、平成30年4月の生徒へのオリエンテーション時に伝えられ、5月23日に第1回目のレポートのレポート用紙（A3版プリント1枚）が配布された。その際、提出期限の6月27日の前日までには、担当教員にレポートの途中過程を見せ、不備な点があるかどうか確認をしてもらうこと、提出日に提出できないことがないよう、期限を厳守することが指示され、併せて、レポートを書く際の注意点などが指導された。

6月26日は、第1回目のレポート（〇〇実習）の事前確認の期限であったが、当該生徒は、同日朝、レポートを持参せず、X教員へ「途中まで仕上げたレポートを忘れてきてしまったので、明日朝早く点検を受けて、提出時間に間に合うように提出する」と説明した。そのため、担当の教員らは、当該生徒のレポートの内容の事前点検は行えなかった。

6月27日朝、当該生徒から担任へ、「提出期限までにレポートの提出ができなかった」と報告があった。担任は当該生徒へ「あれだけ注意したのに・・・とにかく一生懸命レポートを完成させて受け取ってもらいなさい」などと話し、その後、当該生徒は、持参したレポートをX教員に見せた。X教員は、レポートに空欄があったため、内容が不備のため受け取れないこと、これからショートホームルームがあり、すぐに話ができないので、当該生徒に対し、放課後に改めて自分のところに来るように指示した。

当該生徒は、同日、Y教員にもレポートを持参した。当該生徒の持参したレポートは、用紙に折り目がついて汚れており、また、空欄の部分もあったことから、Y教員は、当該生徒に、これらの点を指摘した。また、Y教員は、当該生徒に、「実習のたび、時間の始まりと最後に、それぞれレポートをきちんと進めているかと確認をしていたが、なぜできなかったのか」と尋ねると、当該生徒は、「携帯をずっといじっていた」「ゲームや主に動画を見ている」と答えた。Y教員からは「携帯ばかりいじっている状態では、今後3年間レポートは何個もあるので、やっていけないよ」などと話した。

(2) 反省文の作成の指示

X教員とY教員は、放課後までの間に、当該生徒に「反省文」を書かせることを決めた。両教員の説明によれば、これまでも、提出が遅れた生徒には、なぜ期限までに提出ができなかったかを考えてもらうために「反省文」を書かせており、それと同様に対応したとのことである。

放課後、X教員は、午後4時頃から1時間程度、当該生徒と面談をし、当該生徒に、①中学時代を含め、これまでの提出物の状況と普段の家庭学習状況、②かなり前から配布し、少しずつ進めるように指示していたにもかかわらず、できなかった理由、③今後同じ過ちを繰り返さないためにどうしたらよいか、などの点をまとめてくるよう指示した。なお、〇〇実習では「反省文」を課した生徒がもう1名いたが、その生徒は、前日にはレポートのチェックを受けており、翌朝の提出には間に合わなかったが、その日のうちに提出は完了した。

X教員は、〇〇部顧問のB教員へ、当該生徒が期限までにレポートを提出しなかったこと、そのため、放課後、当該生徒と話す時間が欲しいと伝えていた。B教員は、X教員からの当該生徒のレポート未提出の報告を受

け、当該生徒に対し「提出物は大事なので、まずはそれを出してから部活をやろう、レポートを優先して出してきなさい」などと言って、実習レポート完成に専念するよう指示した。

(3) 反省文の修正とレポートの作成

6月28日、当該生徒が「反省文」をX教員とY教員へ提出した。

Y教員は、当該生徒がA4のレポート用紙に1枚半も記載してきたことを褒めた。また、レポートには「ごめんなさい」や「すみません」などの言葉が多く、自分が劣っているというような記載があったため、当該生徒に「別に謝るようなことじゃない。こんなに書けるんだから全然劣ってなんかいないよ」という話をした。その際、当該生徒から「自分に自信が持てない」という話が出たので、Y教員は、当該生徒を「自信を持ていよ」と励ました。

6月28日の放課後、X教員から当該生徒へ、反省だけでなく、具体的な方策（これからどういう風にしたら今回と同じことを繰り返さないで済むか）を反省文に追加して記載するよう指示した。このような内容を追記させることは、Y教員もX教員から知らされており、追記して完成したものを確認している。

当該生徒は、放課後、製図室で反省文の続きを書き、完成させた。その際、製図室では、X教員が3年生の面接の練習をしていた。

反省文には、X教員が気になった部分に蛍光ペンでアンダーラインを引き、その後の当該生徒との面談で、今後具体的にどうしていったら良いかということについて、携帯電話を使う時間を減らすための方法などが話題に上った。

なお、当該生徒が反省文を作成したことは、担任のA教員には知らされておらず、A教員が反省文の存在を知ったのは、当該生徒の自死後である。

当該生徒は、その後、午後6時頃まで、製図室で、X教員の下で新しい用紙に再度書き直す形でレポートを作成した。X教員の説明によれば、当該生徒が持参した書きかけのレポート用紙はしわくちゃになっていたことから、消して書き直すとさらに汚くなると考え、新しい用紙に書き直させたとのことである。

翌6月29日、当該生徒は、放課後、製図室で、午後6時頃までレポートをまとめた。X教員は、同じ部屋で3年生の面接の練習（指導）をしな

がら、当該生徒の様子を見ていた。

同日、当該生徒から担任のA教員へ「スマホの使用について自分では管理ができないので、学校にいる間は預かってもらえないか」と申し出があった。A教員は、当該生徒へ「以前にも話したけれど、スマホの使用はみんな自分で管理しているのだから、そうしたらいいんじゃないの」と話したが、当該生徒は「お願いしたい」と言ったので、A教員が預かることとなり、当該生徒は、毎朝A教員に携帯電話を置きに来て、放課後持って帰っていた。

当該生徒は、7月2日の放課後、レポートを完成させ、同日午後4時30分にX教員に、同日午後4時40分にY教員の確認を受け、提出した。同日、当該生徒からA教員へ「レポートを受け取ってもらった」と報告があった。

3 レポート提出後の状況

(1) 部活顧問と当該生徒のやり取り

当該生徒は、平成30年7月2日にレポートを提出後、7月3日から再び学習ノートの提出を始めた。当該生徒は、6月から継続して学習ノートを作成し、顧問のB教員、C教員に提出していた。自学自習ノートの最後の作成日は、8月17日であった。また、当該生徒は、毎朝、〇〇科のX教員にも学習ノートを見せに来ていた。

当該生徒が学習ノートをX教員にも見せていたことは、顧問のB教員、C教員は知らなかった。当該生徒から顧問の教員らにも報告はなく、B教員、C教員とX教員との間でも、学習ノートに関するやり取りはなかった。

なお、学習ノートに記載された日付や時間をみると、上記レポートの提出の間も学習ノートは作成されていたが、学習ノートに教員のチェックはなく、提出はされていなかったようである。

7月10日過ぎ頃、当該生徒からB教員に、レポート提出が終わったことの報告があった。その際、B教員は、当該生徒に「もう少し自学自習がしっかりとできるようになったら部活動に戻ろう」と話をし、学習ノート作成の継続を指示した。ところが、その後(10日から15日頃)、当該生徒から「ノートを忘れた」と報告があった。B教員は、6月には、提出物を出しているのかと当該生徒に確認したところ、当該生徒は大丈夫と答えていたが、実際には、〇〇のレポートが期限までに出せていなかったこと

があったため、「やるのを忘れてきたのなら正直に話しなさい」と話したところ、当該生徒は、「実はやるのを忘れた」と言っていた。

B教員の話では、上記のとおり、当該生徒が「ノートを忘れてきた」と申告したことがあったということであるが、X教員には、7月2日にレポートを提出してから、7月19日まで、毎日学習ノート提出して点検を受けており、当該生徒の学習ノートはこの間、土日でも漏れなく作成されていた。

(2) A教員の指導など

7月5日の〇〇実習の際、同実習を担当していた担任のA教員は、クラスの生徒に対し、当該生徒が〇〇のレポートの提出期限が守れなかったため、今回も同様のことがないようにと全員に声をかけたことがあった。A教員の話では、当該生徒はその場にいたが、特に変わった様子はなく、実習を続けていたとのことである。

7月17日、二者面談が行われ、当該生徒の母親が出席した。A教員の説明による面談内容は、以下のとおりである。

- ・ 〇〇科から第2志望で〇〇科に合格しているので、「家庭ではどんな感じで学校のことを話していますか?」と聞いたところ「特に話はありませんが、県工（宮城県工業高等学校）に入れただけで満足していると思います」と回答
- ・ A教員から母親へ「レポートの提出が遅れてしまって、いろいろと課題を与えられたようですね」と話し、提出物については、予備登校の時からずっと話していたことなので、家庭でも声掛けしてもらおうようお願いした。また、当該生徒からの申し出により、当該生徒の携帯電話を預かっていることを伝えた

二者面談で、母親からA教員に対し、部活動ができないことを当該生徒が残念がっているとの話があったことから、A教員からB教員に対し、部活再開を許可してもらえよう話した。

4 部活動の再開と8月の部活動の無断欠席

(1) 部活動再開までの経緯

B教員は、当該生徒の担任のA教員から、保護者との面談で、当該生徒が部活に行きたがっていると話があったことを聞き、7月18日、〇〇科職員室で当該生徒と面談した。B教員が、改めて当該生徒に意思確認をす

ると、当該生徒は「頑張ります」などと述べたため、B教員は、当該生徒に、7月19日から部活を再開し、引き続き学習と部活動の両立のため、家庭学習ノートの作成を継続するようにと指示した。

当該生徒は、7月19日から部活に参加し、8月の〇〇競技大会の宮城県予選に向けて活動を始めたが、当該生徒から担任のA教員に対し、部活を再開した旨の報告はなかった。当該生徒は、これまでA教員に携帯電話を預けに来ていたが、A教員がB教員に生徒の部活再開の希望を伝えた翌日頃（夏休みに入る前日頃）から、当該生徒がA教員の机に携帯電話を置きに来なくなったことから、A教員がB教員に確認し、当該生徒が部活動に参加するようになっていたことを知った。

(2) 当該生徒とA教員とのやり取り

7月25日午後1時過ぎ、〇〇科職員室で、当該生徒から担任のA教員に対し、部活動再開の報告があった。A教員は、事前にB教員から、当該生徒が部活動を再開することになったことを聞いていたことから、「B先生に言われたから（報告に）来たんだろう」と聞くと、当該生徒は「はい」と答えた。当該生徒のそのような様子を見て、A教員は、当該生徒へ、そもそも、部活停止になったのはなぜだったのか、レポート提出が遅れたから部活に行けなくなったのではないのか、レポート提出の前にX教員から声をかけられて「(期限までの提出は)大丈夫」と答えたのに、翌日、完成途中のレポートを持参したことについて、都合の悪い事柄・状況になると嘘をついて言い逃れる傾向があるのではないかと、それでは同じことをまた繰り返すよという趣旨の話をした。

これに対し、当該生徒が「はい」「はい」と気のない返事をしていたので、A教員から「俺の話ちゃんと聞いてんのか。聞いてないだろ」というと、当該生徒はまた「はい」というので、A教員には、当該生徒が返事だけでやり過ごそうとしているように見えたため、学習ノートについても、受け取る側がみても何をやっているか分からないような内容では意味がないのではないかとということも話した。なお、学習ノートの記載内容についての指摘は、A教員がB教員から、「学習ノートの内容が、字だけ書いてあるような、身になっていないような内容の時がある」という発言を聞いていたことによるものである。A教員は、当該生徒が気のない様子だったため、このような様子の生徒にはこれ以上話しても仕方ないと思い、「もうい

いわ」などと言って当該生徒を帰らせた。

このやり取りは、職員室で他の教員も聞いていた。

(3) 部活動の無断欠席

当該生徒は、7月末頃から、8月中旬に予定されている〇〇競技大会の準備の本格化のため、これまで部活開始前に学校で1時間行っていた自主学習を家庭で行うようにし、部活に参加する時間が増えた。

8月1日と翌2日、当該生徒は「体調不良」（8月1日）と「頭痛」（8月2日）で部活動を欠席した。いずれも、顧問にメールで連絡があった。

8月3日、当該生徒は、連絡なく部活動を欠席したため、顧問のB教員が当該生徒に電話をするもつながらず、母親に電話をした。B教員が、当該生徒がまだ部活動に来ていないことを伝えると、母親は、「今日は行くように話はしたんですが」「なんかあるみたいなんですけど親でもわからないんです」などと答えた。

その後、当該生徒本人と電話がつながり、当該生徒は「家にいます」と話したが、電話口から踏切の音が聞こえたので、B教員が「踏切の音が鳴ってるけどもどこにいるんだい？」と聞くと「〇〇駅にいます」と答えた。そのため、B教員は「遅れてもいいから学校において、話をしよう」と伝え、その後、登校した当該生徒と話をした。

当該生徒は、部活で嫌なことがあったりしたわけではない、自分に自信がもてない、などと話した。B教員が具体的な内容を問うと、当該生徒は「特に特定のものにではなく、いろいろなものに」と悩みを口にしたので、B教員は、自分の体験談などを話しながら、一気に自信をつけることは難しいので、1つ1つやっていって大きな自信にしようなどと話したところ、当該生徒は「分かりました」などと答えていた。その後、当該生徒は部活に参加して帰った。

この日以降、当該生徒は、毎日休むことなく部活に参加して学習ノートも提出しており、特に変わった様子は見受けられなかったため、B教員は、母親にも特段報告や連絡はせず、当該生徒の両親からも、上記に関連して連絡などはなかった。

(4) 夏休み中のその後の当該生徒の行動など

8月18日、19日には〇〇競技大会の宮城県予選会が仙台市泉区のショッピングセンターで行われ、当該生徒は、〇〇班の他の1年生2名と同

予選大会に出場した。当該生徒は、事前に会場までのバス時間を調べてC教員に伝えてくるなど、特に変わった様子はなかった。当該生徒は、予選大会終了後、午後6時頃のバスで会場から友人と帰り、最寄り駅に迎えに来た父親の車で自宅に帰った。

8月20日は夏休みの最終日で、部活動のミーティングがあったが、当該生徒は学習ノートを持参しなかった。顧問のC教員が当該生徒にその理由を聞くと、当該生徒は「シャープペンシルの芯を買いに行つてできなかった」と弁解したので、C教員は、「シャープペンシルの芯を買いに行くだけでそんな勉強時間がなかったのか、言い訳ではないのか」などと問いただし、「嘘と感じるような言い訳はせず、時間を有効に使って勉強するように」と指導した。翌日は部活動は休みだったので、実力テストに向けて1日勉強するようにと話をした。その後、部員全員でジュースで乾杯をし、お菓子を食べるなどしたが、当該生徒に変わった様子は見られなかった。

5 高校以外での様子

当該生徒は、平成30年8月21日に亡くなる直前まで、家庭での様子に大きな変化はなかった。直前の週末に家族でバーベキューをしており、その時も変わった様子は見られなかった。当該生徒の両親への聴取の中で、いつも欠かさず見ていたドラえもんのテレビアニメを見なくなったことや、当該生徒の母親が帰宅すると、午後4時頃にもうベッドに横になっているなど、普段と違う様子も聞かれたが、当該生徒の両親は、当時は、それほど大きな変化とは捉えていなかった。

当該生徒の中学からの友人が、当該生徒の自死の2、3日ほど前に一緒に花火を見に行っているが、その友人も、高校での聴き取りの際、当該生徒の様子の変化には気付かなかったと話している。

当該生徒は、友人らには「学校・部活がきつい、辞めたい」「〇〇科の先生は厳しい。〇〇科に行きたい」「友達作ろうと思えば作れるけど面倒くさい。だれかたすけて」などと伝えていたが、友人らから保護者、教員への情報提供はなかった。

第4 高校における指導の方針などについて

1 高校の指導方針について

高校では、卒業生の約7割が就職するため、高校3年間で基本的な社会人としての習慣やマナーを身に付けさせることを重要視している。実習科目があるため、評価手段としてレポートの提出は必須であるところ、「期限を守ること、仕事内容を報告することは社会人として必要とされること」との考えから、レポートの提出期限を守ることを生徒らに強く意識付けしている。

レポートの提出については、遅れがないよう、科目ごとに随時声掛けをするなどして支援をしている。レポートの提出が遅れるなどした場合に、部活動への参加の可否について、高校として統一した扱いはない。

高校では、平成31年度（令和元年度）以降、レポートの提出の遅れや、評定が一定点以下であった生徒に、その理由などを記載させる「振り返りシート」と題する書面（令和2年度以降は「学習支援シート」）を作成させている。なお、〇〇科は、平成31（令和元）年度より、レポートの遅れや未提出に対する対応を内規として決め、生徒へも周知している。

2 高校内の情報共有などについて

学年ごと、科ごとに定例の会議が行われている。平成30年度については、以下のとおりである。

1 学年会：年4回の成績会議前に定例で実施。その他必要に応じて実施。

2 学年会：月1、2回実施。その他は校務運営システムを利用して情報共有。

3 学年会：成績会議前の4回。その他は不定期に生徒指導案件が発生した場合。

科 会：週1回（定期）。

科長会：教頭主宰で月1、2回。主として工業教育関係の事業等について確認、学科間の情報共有。

学業不振など問題が生じ、対応が必要な生徒がいる場合には、上記会議や科会で報告や情報共有を行っている。上記のほか、特別支援教育委員会、個別のケース会議などは必要に応じて行われている。

第5 高校の対応等について

1 生徒の自死に関する本事業前の高校の予防対策について

高校には危機管理委員会と呼ばれる組織が存在していたが、これは震災等の災害の際に機能するものであり、生徒の自死事案が生じた場合の危機管理

の組織が置かれていたというわけではないようである。

高校にはいじめ防止対策委員会が設置されており、それだけでなく、年3回、生徒指導部が中心になって、いじめ調査アンケートが各クラスで取りまとめられている。当該アンケートには、いじめに関する項目だけでなく、「その他」という項目もあり、そこには生徒間のいじめだけでなく、教員に関する事項も記入できるようになっている。取りまとめられたアンケートに基づき、生徒指導部が、どこの学科でどのような話が上がっているか等について、情報収集管理が行われている。

個別の生徒の対応に関しては、例えば「あの生徒がちょっと心配だな」という場合には、教員間で協議が行われ、担任教員を中心に、気づいた情報を共有している。保護者の協力を得ることもある。

2 生徒の自死に関する本事案前の高校の事後対策について

学校においては、後述する文部科学省の「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」及び「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」は用意してあるものの、すぐに参照できる体制にはなく、研修等も行われていなかった。また、高校独自の不測事態に対するマニュアルやハンドブックの類は作成されていない。

なお、学年主任会議等において、いじめ防止対策推進法にある重大事態に関する対応策のようなものは、想定されていなかった。

3 当該生徒の自死に対する高校の事後対応について

(1) 時系列で整理した高校の対応

ア 平成30年8月21日（火）

午後5時30分頃、本事案が発生した。午後9時30分、〇〇警察署生活安全課の署員から担任A教員へ本事案について電話連絡があった。午後10時頃、警察署から連絡を受けたA教員は、D教頭へ連絡し、さらにD教頭が校長へ連絡した。午後10時30分頃に、関係職員を翌日午前6時30分に招集し対応を検討することが決定された。この間に、A教員が当該生徒の母に連絡を行った。午後11時頃、A教員は、D教頭に対して、母に対する連絡に関して「母は落ち着いた様子で『夕方帰宅すると、自分の部屋で』と話していた」と報告した。

イ 平成30年8月22日（水）

午前6時30分、校長、D教頭、E教頭、A教員、〇〇部顧問B教員

及びC教員、学年主任F教員、〇〇科長X教員、事務室長が校長室に集合し、本事案に関する状況確認と今後の対応についての協議が行われた。この際、校長から関係職員に対して、心当たりがあることは広く出して欲しいとの声掛けがあった。また、A教員とF教員が当該生徒宅を訪問することが決められ、その際、学校からA教員に対して、「可能ならば他の生徒への伝え方についても聞いてきて欲しい」との要望があった。

午前7時30分頃、校長から、本事案について高校教育課へ電話で第一報が伝えられたが、高校教育課から何ら指示等はなかった。

なお、校長は、午前11時30分頃、及び、午後7時30分頃にも、高校教育課へ報告の架電をしているが、高校教育課から具体的な指示はなかった。

午前8時25分、職員間の朝の打合せにおいて、職員全体に当該生徒死亡の事実が伝えられた。

午前10時、A教員とF教員が当該生徒の自宅を訪問した。当該生徒宅には、父、母、妹、親戚と思われる女性、葬儀社社員がおり、当該生徒の遺体も安置されていた。両教員は、両親に、事故状況の再確認と今回の件に関する意向を伺った。

この家庭訪問の際、A教員は、7月25日の当該生徒とのエピソード（当該生徒がA教員に部活動再開の報告をした際に、当該生徒が「はい、はい」と返事をしていたところ、A教員から「俺の話ちゃんと聞いてんのか。聞いてないだろ」と聞くと、この問いに対しても当該生徒が「はい」と言ったので、A教員としては当該生徒に気に入っていないと感じ、これ以上話しても仕方ないと思い、当該生徒を帰させたことなど）を話した。このA教員の発言に対して、両親は、当該生徒が死亡したばかりで動揺しているのに、当該生徒の態度が悪かったような言い方をしてきたと感じ、A教員の態度に違和感を抱くようになった。

また、この家庭訪問の際、A教員が両親に対して、高校の生徒への本事案の伝え方、伝える範囲、伝える時期についての質問を行った。この点、被聴取者によって供述が異なるところがあるが、少なくとも、この家庭訪問の段階では「クラスの生徒に、ありのままに話す」ということが最低限決められたものと思われる。

さらに、8月25日に当該生徒のお別れ会を開くということも、両親

からA教員に伝えられた。

午前11時、校長室にて、A教員とF教員から、家庭訪問の報告が行われた。当該報告を受けて、クラスと部活の生徒には、翌日（8月23日）、本事案について報告することが決定された。また、この際、高校教育課からスクールカウンセラーに連絡を取ってもらい、スクールカウンセラーが本事案に関する協議に参加することも決定された。

午後2時、〇〇警察署生活安全課の署員が学校に来訪した。当該署員に対しては、校長、D教頭、E教頭、F教員、A教員、B教員、C教員が対応した。署員は、主に担任のA教員と部活動の顧問のB教員・C教員から、クラス及び部活動の様子を聴取した。署員は本事案に関して、いじめ等の原因について質問したが、高校側は特に思い当たるものはないとの回答を行った。この際、高校側は、署員に、当該生徒のいじめアンケートのコピーを提出した。署員は、高校側に「事件性はないと思われるがまだ確定はできない。ご家族の様子も見極めながら、もう少し時間をかけて結論を出すことになるだろう。状況に変化があればまた聴き取りに来ることもある」と述べ、引き上げた。

午後5時30分、スクールカウンセラー、教育相談部長（G教員）、養護教員も交えて、関係職員の打合せが行われた。翌日の6校時に1学年集会があるので、冒頭の学年主任挨拶の中で、スクールカウンセラーが心身の不調や悩みがある場合の対応についての一般的な話をすることが決められた。

この打合せの後、A教員から母親に電話があった。（その内容については、被聴取者の間でやや異なる点があるが）A教員が母親に対して「クラスの生徒だけでなく部活動の生徒にも亡くなったという事実を伝えて良いですか。自殺や自死という言葉よりも『自宅で亡くなった』という表現で良いですか。」と伝えたようである。A教員の発言を聞いて、両親は「以前言っていたことと違う」と感じた。

ウ 平成30年8月23日（木）

午前8時25分、臨時の職員打合せが行われた。そこで、学校として統一した対応をとることが確認された。スクールカウンセラーから教職員向け「心のケアについて」という資料が配布・説明された。午前11時、関係職員の打合せが行われた。学年集会・クラス・部活動で伝える

内容が確認された。スクールカウンセラーからのアドバイスを受け、それぞれの文面を吟味し、原稿が作成された。午後4時20分、最終確認の打合せが行われた。最終確認時には、スクールカウンセラー、教育相談部長、養護教員も参加した。最終確認打合せでは、担任A教員と顧問C教員から、クラスの生徒の様子について、「特に異常はない」との報告が行われた。また、打合せにおいて、外部からの問い合わせに対する回答マニュアルの内容も確認された。本打合せでは「全校集会を開くべきだ」という職員の声の一部にあるようだ」とか「回答マニュアルは全職員に配布しないのか」との意見が出されたが、最終的には、翌週月曜日の朝の打合せで管理職から全職員に対して、これまでの経緯を踏まえた説明をすることになった。さらに、本打合せにおいて、特に配慮を要すると思われる生徒及び当該生徒と出身学校が同じ生徒をピックアップして、その生徒のフォロー体制の準備を進めることも決定された。

本打合せの中で、クラスと部活動の生徒には、本事案について事実を知らせることになった。また、同月25日（土）の告別式について、有志での参加が呼びかけられた。また、スクールカウンセラーを臨時に派遣してもらい関係生徒・職員の心のケアを継続的に行っていくこと、報道等外部からの問い合わせがある場合D教頭が窓口となり対応すること、対応の際は校内で作成したマニュアルに沿って回答することも確認された。

放課後、A教員がクラスの生徒らに、B教員とC教員が〇〇部の生徒らに、各々、本事案について伝えた。その際「自死」や「自ら命を絶つ」という表現は用いず「8月21日（火）の夕方に自宅で亡くなった」「なぜこのようなことになったのかは分からない」「悩みがあればひとりで抱えずに先生方に相談しなさい」という形で伝えられた。さらに詳細を知りたい者に対しては、個別に対応することとし、個別対応の際にはスクールカウンセラーも同席し、スクールカウンセラーによるアドバイスも行われることになった。

午後5時30分、A教員が母親へ架電し、クラスと部活動の生徒に伝えたことと同内容のこと（「自殺」や「自死」ではなく「亡くなった」という表現を用いたこと）や、外部からの問合せに対しても、同様の表現をすることを伝えた。

また、校長が、午前11時30分頃、及び、午後5時30分頃に、高校教育課へ架電し、23日の出来事について報告を行った。この時も高校教育課からの指示などはなかった。

エ 平成30年8月24日（金）

午前8時40分、朝のショートホームルーム後、各クラスの様子について、各担任から学年主任に「特に異常なし」との報告があった。

当該生徒と同じ中学校に通っていた〇〇科の2名の生徒が、既に本事案を把握しており、午後6時からのお通夜に参加したいと担任に申し出てきた。

同日、午後6時、当該生徒の通夜が行われた。通夜には、同じ中学出身の同級生数名と、〇〇科1年1組担任H教員が参加した。

オ 平成30年8月25日（土）

午前11時、当該生徒の告別式が行われた。高校からの告別式への出席者については、管理職は出席を遠慮した方がよいのではないかとという校長の判断の下、A教員、副担任I教員、X教員、〇〇科2年2組担任J教員、B教員、C教員、K教員、F教員が参列した。その他クラス生徒4名、〇〇部の部員3名も参列した。

部活顧問のB教員とC教員も「ぜひ告別式に行かせて欲しい、関係する生徒も是非連れていきたい」と申し出て、教員だけでなく生徒も告別式に出席することになった。

告別式においては、B教員とC教員は、遺族の控室で、当該生徒の母親に対して「この度はお悔やみ申し上げます」ということや「気づいてあげられなくて申し訳ございませんでした」という声かけを行ったものの、当該生徒の父親とは特段会話をすることはなかった。

カ 平成30年8月27日（月）

午前8時40分、朝の職員打合せにおいて、担任A教員が告別式の様子を報告を行った。当該打合せにおいて、校長は、教員に対して、本件について生徒の様子で何か気づいたことがあれば教頭まで申し出るよう指示を行った。

午後4時30分、スクールカウンセラーを交え、関係職員（校長、D教頭、E教頭、A教員、B教員、C教員、F教員、X教員、事務室長、スクールカウンセラー、養護教員、教育相談部長）間で、本事案の整理と今後

の対応についての協議が行われた。まず、教育相談部でリストアップされた生徒たちの様子については、今のところ特に異常は見受けられないとの報告が行われた。校長から、引き続き、朝のショートホームルーム後に各担任から学年主任に報告を行うよう指示があった。スクールカウンセラーから、関係職員に対し、「1ヶ月くらいは見守りを継続し、この件について話をしたい生徒がいれば遮らずに聞いて欲しい」とのアドバイスがあった。今後は、①すべてをこの件に結びつけるのではなく、生徒を客観的に見ていくこと、②悩みを抱えている生徒を救うためにできることを検討していくこと、③窓口はE教頭とし、報告の徹底と外部対応の一本化を行うこと、という3点について留意し、日常の教育活動を行っていくことが確認された。

キ 平成30年8月28日（火）

当該生徒の母親から、高校に、当該生徒の荷物引取りの連絡があった。この点、荷物引取りについては、担任A教員と両親のみで話が進み管理職には事後報告だったか、母親から連絡があった際管理職にも報告があったかについて、被聴取者の供述に違いがあるが、いずれにせよ、荷物引取り対応についてはA教員1名が行うことになった。

ク 平成30年9月2日（日）

午後0時15分、当該生徒の父親が、当該生徒の荷物を取りに学校を訪れた。父親による荷物引取りには、担任A教員のみが対応した。A教員のみが荷物引取りに対応したため、父親はますます違和感を抱くようになった。荷物引取り後、父親が学校から提示された「死亡届」への記載を行った。荷物引き取りの際に、父親がA教員に対して言った言葉については、提出資料や供述者ごとに食い違いがある。特に、父が「今までありがとうございました」という発言をしたか否かについては食い違いがあるが、提出資料や被聴取者の供述からは判然としなかった。しかし、少なくとも、父親からA教員に対して、一般的な挨拶はかわされたものと思われる。

なお、荷物引取り以降、高校側は遺族とは連絡をとっていない。ちなみに、正確な日時は不明であるが、10月20日より前の時期に、高校から両親に対して、当該生徒の学校関係の諸経費の残りが郵送されてきた。このことに関して、両親は、高校が持参してくれてもいいのにと感じたとのことである。

ケ 平成30年9月3日（月）

午前8時50分、当該父親の荷物引取りについて、A教員が、校長、D教頭・E教頭に対して、報告を行い、校長、D教頭・E教頭の3名で、警察・当該生徒の両親に対してはしばらく静観し、在校生のケアを中心に行うことが確認された。

コ 平成30年9月4日（火）

校内で当該生徒の「死亡届」の回覧が行われ、8月22日に遡って当該生徒の死亡除籍の措置をすることが決裁された。

サ 平成30年9月19日（水）

午後1時30分、D教頭が〇〇警察署生活安全課に架電し、本事案に関する警察の取扱い等について確認した。警察署は、「携帯電話の解析結果については家庭に伝えた。本件は自殺ということで状況に変化はない」と高校側に回答した。

午後3時、教頭とA教員で、警察署の確認事項について協議を行った。両者は、「(携帯電話の) 解析結果について家庭から学校へ何も連絡がないということからすると、携帯電話から本事案に結びつくような事柄は出てこなかったものと推察される」と考え、学校側から当該生徒の両親に確認するまでの必要性及び緊急性はないと判断した。

シ 平成30年9月21日（金）

高校において、今後考えられる自死予防対策として、以下の案が出された。

<継続すること>

- ① 1年生のオリエンテーションでスクールカウンセラーを紹介
- ② カウンセリングの案内
- ③ 職員研修会（子供の変化に気づくことができる力を養う）

<新しくできること>

- ① PTA研修（子供理解、子供の見方、思春期の特徴等）
- ② 生徒研修（講話にて、レジリエンスを育てる）
- ③ スクールカウンセラー来校曜日をロングホームルームのある木曜日に変更し研修の時間に活用する。

午後3時40分、定例職員会議の際に、校長が改めて本事案に触れ、全職員に対し、引き続き在校生の心のケアを依頼するとともに、再発防止に向けた取組みを教育相談部中心に行っていくとの発言を行った。

午後5時、校長が高校教育課と連絡を取り、学校から高校教育課に対して最終報告する旨を伝えた。

ス 平成30年10月1日（月）

高校から高校教育課へ基本調査に関する報告が行われた。

セ 平成30年10月31日（水）

当該生徒の遺族から、自死の原因が高校の不適切な指導などにあったのではないかとの訴えがあり、遺族から宮城県知事及び宮城県教育長に対し、教員及び生徒へのアンケートを取り事実を明らかにするとともに、自死との関連性について第三者委員会による調査を求める旨の要望書が提出された。

ソ 平成30年11月1日（金）、高校において、臨時PTA役員会が開催されPTA会長他29名、校長、教頭、主幹教員、1学年主任F教員、L教員が出席した。

臨時PTA役員会において、PTA全体・保護者会という形で保護者を集めて、本事案について説明することが決定された。

タ 平成30年11月4日（日）

午前10時、臨時保護者会が開催された。参加保護者は、3年生36名、2年生34名、1年生93名、校長、教頭、主幹教員、F教員、L教員であった。

当該生徒の両親へは、臨時保護者会開催についての案内は行われなかった。この点、高校側は、臨時保護者会の開催案内は保護者に対する一斉メールで行われていたところ、当該生徒がすでに除籍になっていたため、両親が一斉メールの登録から外れ、開催案内メールが届かなかったと説明している。これに対して、母親によると、高校からの一斉メールは10月16日までは届いていたが、臨時保護者会の案内メールは届かなかったとのことであった。

当該生徒の両親は、マスコミから保護者会が開催されると聞いて、初めて保護者会の開催を知った。当該生徒の父親が保護者会に出席したところ、受付に当該生徒の名前があったため、そこにチェックを入れた。すると、父親が、学校側からその場に留め置かれたため、会場がざわつくような事態になった。父親が着席したところ、校長ら数名の教員が来たため、父親が校長と話したが、父親が保護者会から排除されるというようなことはな

く、最後まで保護者会に参加することはできた。保護者会では、校長が、入学してからの当該生徒の生活、当該生徒が死亡した後の状況、全体に当該生徒の死亡を開示しなかった理由や、葬儀の参列者の対応等について説明を行った。

チ 平成30年11月5日（月）

昼頃、校長が父親に対して「(弔問に) 伺ってもいいですか」との電話連絡を行った。

ツ 平成30年11月6日（火）

校長が当該生徒の家へ弔問を行った。弔問の際、校長は、当該生徒の両親に対して、11月4日の保護者会の案内を行わなかったことについて謝罪した。両親は、保護者会における保護者による「なんでこんなことで」という発言について、非常に腹立たしいと感じている旨を校長に伝えた。校長は、両親に、行事等の際に、保護者に対して、子が亡くなった悲しみについて伝えると話した。母親から、校長に対して、①亡くなった息子と担任の関係について知りたい、②登校日の前日に亡くなったのであるから高校には行きたくないと言う気持ちだけは確かだったと思う。だからその気持ちの中の理由を知りたい、との発言があった。これに対して、校長は、できるだけ今後の調査に対して丁寧に真摯に対応して、学校で分かる範囲のことは対応すると返答した。

両親は、要望書提出後になって初めて校長が弔問したことについて、誠意がないものだと感じた。また、〇〇〇。

(2) 関係職員からの聴取

8月22日に、校長、D教頭、E教頭、X教員、F教員、A教員、B教員、C教員、事務室長が集まり、情報収集、対応検討が行われた。校長から、当該関係職員に対して、心当たりがある場合、記録の提出が指示された。

各教員からの聴取の概要は以下の通りである。

A教員「7月25日に話をしたのが最後で心残りであった」

F教員「特にはない」

B教員「8月上旬に部活を休んだ際、悩みを汲み取れなかった。8月20日のミーティングでも変わった様子は感じなかった。」

C教員「8月20日のミーティングで指導をしたが、変わった様子は感

じられなかった。」

X教員「レポートは遅れたが、提出されている」

なお、教育委員会（高校教育課）による全職員への聴取り調査の際に、A教員、X教員、Y教員から個別のメモが提出された。

A教員の個別メモには、A教員の日ごろの指導、当該生徒の提出物に関する指導経過、当該生徒に言葉を掛けた事柄、及び、保護者面談の様子が記載されていた。Y教員の個別メモには、レポートや反省文に関する当該生徒とのやりとりが記載されていた。X教員の個別メモには、実習実施年月日、レポート提出期限、当該生徒に関するレポート対応の様子、反省文の内容、(当該生徒の自学自習を含めた)今後の取り組み、担当者(X教員)と当該生徒との(自学自習に関する)約束について記載されていた。

(3) 関係の深い生徒への聴き取り

平成30年8月23日(木)の放課後、A教員、B教員及びC教員から、各々、同じクラスと部活動の生徒に、本事案について「当該生徒が8月21日夕方自宅で亡くなった。原因は分からない。命を大切にし、困ったことや悩みがあれば相談して欲しい。」と伝えられた。

その後、各教員は、クラスと部活動の生徒たちに「今回の件について気になる点があれば教えて欲しい。」と問いかけたが、特に情報提供はなかった。

また、当該生徒と同じ中学校出身で同じ部活に所属し、毎朝一緒に登校していた生徒に対し、同生徒の担任教員とF教員は、当該生徒の自死について何か心当たりはないか、当該生徒に気になった様子はなかったかなどの聴き取りを行った。同生徒によると「一緒に登校していた。いつもと変わらない様子だった。心当たりはない。気になることもなかった。2～3日前花火を見に行ったのに。」とのことであった。

(4) 全職員からの聴取

当該生徒の両親からの要望書提出を受けて、高校教育課は、高校の全教職員に対するアンケート調査及び聴き取り調査を行った。

第6 教育委員会（高校教育課）について

1 生徒の自死に対する本事案前の教育委員会（高校教育課）の予防対策について

(1) 文部科学省からの自死防止の通知等について

高校教育課は、文部科学省から通知があると、学校に対して、通知文の最後に「学校側からまず自死防止について注意してください」といった一文を添えて、県立学校に当該通知を流し、注意喚起を図っている。特にゴールデンウィーク明け、夏休み明け、長期休業明けには必ず自死防止に関する通知をしている。

(2) 研修について

高校教育課は、カウンセラー研修会等の研修会の中で、自死に関する理解を深めると共に、自死が起こった際の対応方法の研修を行っている。もっとも、個々の自死対策は、学校に任せている。研修の効果までは調査していない。

(3) 校長会について

高校教育課は、年3回の県立学校の校長会で、各校長に対して、「自死が発生する時期は夏休み明けや、進路が決まるといった時期なので、その時期には、特に担任や部活顧問が細かく指導して欲しい」との指示を出している。

(4) 平常時の組織について

高校教育課は、教育委員会に設置された「いじめ防止対策調査委員会」が自死事案に係る組織と考えている。高校教育課は、自死事案が発生した場合、当該委員会が対応できるように、委員会に対して求めている。なお、自死問題が発生した場合は、高校教育課からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣できる体制は整えている。

自死問題の専門家の人材バンクのようなものについて、自死に特化した形での登録は行っていない。

(5) 一般教員について

自死予防の対策については、文科省が地域ブロックごとに、毎年必ず自死予防の研修会を開催している。そこに、学校関係者が参加して受講することもある。県単位でも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの会議や学校の教育相談関係者を含めた会議等で、研修会も行っている。先述したように校長会等の場面で話されることもある。

一般の教員に対しては、研修を受けた学校の教育相談担当者が伝達講習をしていると思われる。

2 生徒の自死に対する本事案前の教育委員会（高校教育課）の事後対策について

県立高校に通う生徒の自死事案が発生した場合に、高校教育課としてどのような事後対策を行うかについて、本部会において高校教育課に聴き取り調査を行ったところ、おおむね以下のような回答が得られた。

(1) 自死事案が発生した際の流れについて

県立高校に通う生徒の自死事案が起きた場合、高校教育課に事故報告兼相談が来ることになっている。その際、高校教育課の学校経営・生徒指導班が窓口になる。第一報の事故報告や相談があった後に、正式には、事故報告という文書による形で、学校から高校教育課に上がってくることになっている。学校から対応について質問があった場合は、高校教育課として助言、指導を行う。後述する「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」どおりに行われていない場合は、高校教育課の方からこれらを参照して対応するよう指導する。

(2) 「背景調査の指針」について

子供の自死が起こった場合の学校・教育委員会の事後対応について、遺族の要望があってから着手したのでは、しばしばタイミングを逸し、結果的に遺族の要望に添うことも難しくなることや、今後の自殺防止につなげる意味から、学校や教育委員会が、早い時期から主体的に調査に取り組むことを目的に、平成26年7月に、文部科学省から「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 改訂版」（以下「背景調査の指針」という。）が出されている。

高校教育課は、「基本調査」の「全教員からの聴き取り」について、職員会議等で、教職員に対し「何かないか、気付いたことはないか」と情報提供を求めるということで十分だと認識していた。現在では、一人一人全員に調査をして、それを書面として全部残すということを実行するようにしている。

「背景調査の指針」では、基本調査の後、設置者が詳細調査に移行するかどうかを判断するとされている。高校教育課は、詳細調査への移行について、保護者に対して、基本調査の内容を実際に示して、詳細調査に移行するかどうかの確認をするということには行っていなかった。現在では、基

本調査と詳細調査に関する理解の徹底を各学校に図った上で、基本調査の結果及び詳細調査に移るかどうかなどということを明らかにした様式で報告してもらおうという体制を整えている。

「背景調査の指針」について、高校教育課は、存在することは認識していたが、これらに特化した研修などを行っていなかったし、自死が起きた際の高校教育課からの派遣についての記載内容等は認識していなかった。

本事案以前の自死事案に関しては、基本調査は学校主体で行われており、高校教育課は、学校からの報告を受けていただけであった。従前、詳細調査に移行した事案もなかった。これまでの事案では保護者から詳細調査の要請もなく、高校教育課が学校生活に関係する自死であると判断した事案はなかった。

3 当該生徒の自死に対する教育委員会（高校教育課）の事後対応について

- (1) 平成30年8月22日（水）、高校から高校教育課へ電話で報告が行われた。

第一報は当該生徒が死亡したとの内容、第二報は遺族の家へ家庭訪問したことと、自死の原因が把握できていないこと、死亡事実についての伝え方、及び、スクールカウンセラー派遣要請、第三報は学校の生徒たちへの伝え方を職員会議で打合せした結果の報告であった。

- (2) 平成30年8月23日（木）、校長が高校教育課へ架電し、報告が行われた。

第四報及び第五報は、本事案を生徒に伝えた反応、母親と連絡したこと、通夜葬儀の日程の報告であった。

その後（8月23日以後）も高校から高校教育課への連絡はあったが、いわゆる状況報告のみで、高校教育課からも、「あとは心配ないですか」「その後、何か変化はありませんか」という程度のやり取りしか行われていない。

この間、高校教育課は、高校に対して、調査の進め方、調査の対象、調査の計画についてのアドバイスは行っていなかったし、指導主事を派遣して直接指導するということもしていなかった。高校教育課は、高校が混乱状況にあるとは思っていなかったため、スクールカウンセラーを派遣するに留めたようであるが、実際は、高校は対応に苦慮しており、教育委員会から指導主事を派遣してもらい助言指導を受けたいと考えていた。

- (3) 平成30年8月30日(木)、高校が高校教育課に事故報告書を提出した。
- (4) 平成30年9月21日(金)、高校が高校教育課に本事案について最終報告する旨を伝えて了承され、平成30年10月1日(木)、書面により最終報告がなされた。
- (5) 平成30年10月31日(水)、当該生徒の父親から高校教育課に対して要望書が提出された。要望書提出に際して、父親は、警察や自死遺族団体と相談していた。

要望書提出の際、高校教育課では教育次長と高校教育課長が対応したが、教育次長から父親に対して「(学校から) そういう風には聞いてないので」「学校から、遺族からありがとうございますという発言があったと聞いており、それで解決したといったような報告があったから伺いませんでした、こちらは動きませんでした」といったような発言があった。

同日、教育長と高校教育課長が当該生徒宅を弔問した。

- (6) 平成30年11月1日(木)、本事案について、高校教育課が文部科学省へ報告を行った。
- (7) 平成30年11月2日(金)、高校教育課長が当該生徒宅を訪問し、今後遺族と高校教育課長との間で第三者委員会委員の設置・人選等について継続的に協議することになった。この際、高校教育課から、委員について遺族の要望を聞く旨の発言もあった。

なお、11月8日(木)にも高校教育課長が当該生徒宅を訪問しており、以後、高校教育課は月1回程度の頻度で継続的に当該生徒を訪問している。

- (8) 平成30年11月11日(日)から29日(木)、高校教育課が高校の全教職員に対して、指導等についての聴き取り調査を実施した。

第7 ツイッターについて

- 1 当該生徒の両親は、平成30年9月中旬頃、本事案に関するツイートを確認し、そのツイートを読んで高校に対する不信感が強まったと説明している。
- 2 高校では、同年9月末頃、8月31日付の「人殺すなよ。先生が。教員が。何がしてえんだよ。一生クビにならねえポスト使って、生徒で遊んでんじゃねえ。てめえらの遊びで時間奪うんじゃねえ。命すらも。死ね、退職しろ」というツイート(以下「本件ツイート」という。)を確認した。

高校が本件ツイートを認知したきっかけは、高校で行われているネットパ

トロールによるものであり、本件ツイートのアカウントを調べていくうちに、ツイートしたのが高校に在籍する生徒だということが判明した。

同生徒に対しては、平成30年10月16日に3名の教員によって事情聴取が行われた。事情聴取から判明したことは以下のとおりである。すなわち、同生徒は、当時レポートを書けずに追い込まれている状態であったところ、1年生が亡くなったということを噂で聞いていた。そこで、同生徒自身は当該生徒のことは全く知らなかったが、自分が置かれた不満等を脚色してツイートしたということであった。同生徒は、当該生徒との接点もなければ、名前も知らないし顔も知らない、在籍していた科も知らなかったとのことである。

本部会においても、同生徒に対する聴取を行ったが、その内容は、高校による聴取内容とほぼ同様のものではなかった。

なお、ツイッターの調査結果に関しては、高校側から当該生徒の両親へ報告は行われてない。

第3章 検証

第1 高校入学後の当該生徒の状況

1 高校入学まで

当該生徒は、高校入学前まで、生活や学習面での大きな問題は認められなかった。小学4年生の頃に転校をしているが、友人関係などでも問題があったことは窺われない。

当該生徒については「穏やかで優しく繊細」、「いつもニコニコして笑顔」、「声を荒げることもない」などの声が聞かれ、誰にでも好かれており、友達も多かった。亡くなった後に友人らから寄せられたサッカーボールへの寄せ書きからも、当該生徒の穏やかで優しい人柄が見てとれる。

当該生徒が入学した〇〇科は、第2希望の学科であったが、当該生徒は、高校に入学できたことに満足している様子であった。また、当該生徒は、〇〇部に入部したことを喜んでおり、部活動には真面目に積極的に取り組んでいた。

クラスではどちらかというとな大人しく、目立たない生徒との声が多く聞かれた。

2 学習ノート作成と部活動への不参加

(1) 学習ノート作成の経緯

〇〇部では、考査の成績などに応じて、部員の生徒へ自学自習を指示していた。〇〇部では、「勉強と部活動の両立」を挙げ、「学業がしっかりできてこそ部活動を行う資格がある」との考えから、成績不振者には、勉強を優先させて成績を上げることを目的に、部活を休ませて勉強に専念させたり、部活を続けながら、自学自習の成果として「学習ノート」の提出を求めるなどしていた。いずれにするかはそれぞれの生徒の希望で選択させていた。

当該生徒は、中間考査の結果が出たことを受けて、顧問のB教員と面談後、部活動に参加しながら、「学習ノート」を作成することになった。

当該生徒は、平成30年6月25日から、部活動に参加しながら、毎日、〇〇部の顧問の教員らに学習ノートを提出していたが、6月27日から7月2日は、実習のレポート提出が未了であったため、レポートを完成させるために部活動に参加しなかった。学習ノートの作成はこの間も継続して

いたが、提出はされなかったようである。

当該生徒は、7月2日にレポートを提出したが、当該生徒はこのことを顧問の教員らには伝えず、部活動に参加していなかった。顧問のB教員は、7月10日頃になって初めて、当該生徒がレポートを既に提出していたことを知ったが、同じ頃、当該生徒が学習ノート提出しなかったことなどから、「もう少し自学自習がきちんとできるようになるまでの期間、学習ノートの作成を継続する」ことを指示し、そのため、当該生徒は部活動には参加せず、学習ノートの作成を続けていた。

当該生徒は、7月19日から部活動を再開するも、学習ノートの作成は、夏休み中も、自死の直前まで続けていた。夏休みの最終日に学習ノートを持参せず、その理由について「シャープペンシルの芯を買いに行ったのでできなかった」と話したことについて、顧問のC教員から「嘘と感じるような言い訳はせず、時間を有効に使って勉強するように」と指導されている。

(2) 学習ノート作成とその後の生徒の様子など

顧問のB教員は、学習ノートの作成を「夏休み明けの期末考査まで」と指示したが、本人が作成した反省文（後述するレポートの未提出にかかるもの）には「現在行っている特別課題がいつまでなのか分かりません」と記載され、当該生徒は、家庭でも、いつまで課題を提出すればいいのか分からないという趣旨の話をしていたことからすると、学習ノートの終了時期を認識していなかった可能性が高い。

課題の提出を苦手としていた中学時代の様子から考えると、自主的に課題を設定して学習ノートを作成すること自体が、当該生徒にとって大きな負担だったと思われ、加えて、その終期が不明であるという不安を抱えたまま、学習ノートの作成に取り組んでいたのではないかと推察される。

当該生徒の学習ノートを見ると、7月12日までは教員によるチェックがなされている。翌7月13日から16日までは教員によるチェックがないものの、7月14日から7月16日は週末と振替休日のため休みで、7月17日からはまた教員によるチェックがなされている。これとは別に、〇〇科のX教員にも欠かさず提出を続けていた。

このように毎日欠かさず作成していたにもかかわらず、当該生徒は、顧問のB教員にノートを提出せず、「自学自習をやっていなかった」と説明し

た。その理由は不明であるが、B教員は、当該生徒が〇〇科のX教員には学習ノートを出していたことを知らなかったため、B教員は、当該生徒の説明どおり、学習ノートの作成をしていなかったと考え、当該生徒の学習習慣の定着のため、このまま部活動を休ませ、学習ノートの作成の継続を指示した。

当該生徒は、7月19日に部活動を再開した後、夏休み中も継続して学習ノートの作成を続けながら部活動に参加していたが、夏休みの最終日に学習ノートを持参せず、その理由を「シャープペンシルの芯を買いに行ったのでできなかった」と話したことについて、顧問のC教員から「嘘と感ぜるような言い訳はせず、時間を有効に使って勉強するように」などと指摘された。確かに、学習ノートを持参しなかった理由にはならない「言い訳」であったかもしれないが、後述するようなレポートの未提出を巡り、当該生徒が少なからず負担感を感じていたこと、学校を辞めたいなどと漏らしていたことを考えれば、「嘘」「言い訳」などと捉えられて叱責されたことが当該生徒を強く追い詰めた可能性は否定できない。

3 レポートの作成などについて

(1) 当該生徒のレポート未提出時の教員らの対応

当該生徒のクラスは、〇〇実習のレポート課題の提出を指示されていたが、その書き方、提出の方法や期限は、事前に具体的に示されていた。レポートは、提出期限の前日に事前チェックを受けるはずであったが、当該生徒はこの事前チェックに作成が間に合わず、翌日の提出期限までにレポートを完成することができなかった。当該生徒以外に、期限までにレポートを提出しない生徒はいなかった。

提出が遅れた当該生徒に、担当教員は以下のように対応したと述べている。

① X教員

提出期限の日の朝に当該生徒の持参したレポートが未完成であったことから、レポートの内容が不備のため受け取れないこと、放課後に改めて自分のところに来るように伝えた。

② Y教員

提出日にレポートを持参した当該生徒に対し、用紙がぐしゃぐしゃになって折り目がつき、汚れていること、内容も空欄があることを指

摘。実習の度に、始まりと最後にレポートの進行を確認していたのに、なぜできなかったのかと質問したところ、当該生徒が「携帯をずっといじっていた」「ゲームや動画を見ている」などと答えたので、「携帯ばかりいじっている状態では、今後3年間はレポートは何個もあるののでやっていけないよ」という話しをした。

③ A教員

当該生徒から、期限までにレポートを提出できなかったと聞いた担任のA教員は、「あれだけ注意したのに…とにかく一生懸命レポートを完成させて受け取ってもらいなさい」と話した。

(2) 反省文の作成

X教員は、6月27日の放課後、当該生徒と1時間程度面談し、生徒に「反省文」の作成を指示した。実習を担当したX教員及びY教員の説明によれば、「反省文」は、なぜ期限までに提出ができなかったかを考えてもらうためのもので、①中学時代を含め、これまでの提出物の状況と、普段の家庭学習状況、②かなり前から用紙を配布し、少しずつ進めるように指示していたにもかかわらず、期限までに提出できなかった理由、③今後同じ過ちを繰り返さないためにどうしたらよいかについて記載するよう指示したとのことである。

当該生徒は、自宅でA4のレポート用紙1枚半程度の「反省文」を作成し、翌日持参した。

当該生徒の持参した反省文には「③今後同じことを繰り返さないためにはどうしたらよいか」の点が記載されていなかったことから、放課後、X教員は、上記の内容を追加するよう指示し、生徒は、X教員が3年生の面接の練習をしている製図室で、A4のレポート用紙1ページの半分程度を追加して完成させた。

(3) 担任A教員とのかかわり

当該生徒は、「先生が厳しい」という話を何度か両親にしていたが、どの教員を指すのかは判然としないものの、A教員がクラスの他の生徒に指導した際、机を蹴ったことがあった事実に加え、両親に対し「先生が怒って教室に入ってきて生徒の机を蹴る」などの話をしていたことなどからみて、A教員を含むものであったことが推察される。また、「先生は俺にだけ厳しい気がする」との話もしていたとのことである。

当該生徒とA教員とのやり取りなどについては、第2章第3・4(2)で述べたとおりであるが、A教員は、当該生徒が6月27日の提出期限までにレポート提出ができなかったことについて報告した際、「あれだけ注意したのに」「とにかく一生懸命レポートを完成させて受け取ってもらいなさい」などと指摘したこと、7月25日に当該生徒が部活動の再開を報告した際、「レポート提出が遅れたから部活に行けなくなったのではないか、都合が悪くなると嘘をついて言い逃れる傾向があるのではないか」などと指摘したり、学習ノートについて「受け取る側が見ても何をやっているか分からないような内容では意味がないのではないか」などと指導したことがあった。

上記のほか、A教員は、当該生徒が携帯電話をA教員に預けに来たときにも個別に話をしている。

高校の教員らへの聴き取りにおいては、当該生徒とA教員のかかわりについて問題点を指摘するものはなかったが、生徒へのアンケートにおいては、当該生徒が「おびえるような指導があったか」との問いに対し、「A教員が日常的に教室で怒鳴っている」「当該生徒が授業中に寝ていて、A教員が注意した」と回答したものが1件ずつあった。いずれも無記名の回答であり、それ以上の詳細は確認できなかった。

4 小括

当該生徒は、中学時は、生活態度や学習面で大きな問題は見られなかった。課題や宿題などの提出に関しては、当該生徒自身も問題意識をもっていたことが窺えるものの、教員らが協力して支援をしてきた経緯があり、何より、当該生徒自身が、高校受験に向けて主体的な意欲によって勉強に取り組む中で、このような傾向は改善され、塾へも自ら積極的に通い続け、第一志望の高校に合格した。

また、当該生徒は、「反省文」に「(中学の)夏休みの課題だけじゃなく毎日出される課題もやらなかったりしてしまして、部活もひどいときは2週間ほど無断で欠席していたこともありました」と記載し、同級生や教員からもこれに沿う話が聞かれたが、部活動の友人達や教員らは、このことを含めて当該生徒を受け入れており、問題なく学校生活を送っていた。

高校においては、当該生徒自身が苦手意識を克服したこともあって、課題提出などについての中学の教員らの支援の情報は引き継がれなかった。

当該生徒がレポートの提出期限に遅れた際、先に述べたとおり、担当のX教員やY教員、担任のA教員が生徒と面談をして提出を促し、X教員、Y教員は、当該生徒に反省文の作成を指示した。反省文前半は、当該生徒が自宅で書いて持参したもので、反省文後半は、3年生の生徒がX教員と面接練習をしている製図室で作成した。

反省文の後半は、面接練習をしている教室内で作成されたこと、高校の教員と生徒らに対するアンケートにおいて、当該生徒とX教員とのやり取りや、反省文の作成状況について問題を指摘する回答はなかったとの事情も勘案すると、反省文作成の経過において、客観的に、教員らに不適切と評価されるような言動があったことは確認できなかった。

しかし、できあがった反省文には、「私は昔から提出物が大の苦手でした」「その原因はなまけぐせがあるからだと思います」「中学生のときにも何度も提出物について注意されていました」「自分でもこの性格を直したいと思っています。でも直し方が分かりません。自分で変わろうと何度も決心しました。でもそのたびに忘れてしまいます」「もっと早めにレポートを進めて、きちんとレポート用紙を管理していればよかったです。当たり前のことできませんでした。みんなができていないことをできないというのは、みんなよりも劣っているということだと思います」などと、自分自身を否定するような内容が繰り返し記載されていた。

高校の教員らは、当該生徒の中学時代の様子について引継ぎを受けていないとしても、Y教員は、当該生徒から「自分に自信が持てない」という話を聞いており、このような反省文の書きぶりを見れば、当該生徒自身の深い悩みを吐露したものと評価する余地は多々あった。今後レポートが期限までに提出できるように、その解決方法を探ろうとすることは必要であろうが、当該生徒の言動の背景を知ろうという視点はなく、結果として、当該生徒が出しているサインを見逃した。

中学時代の生徒の行動や教員らから聞かれたエピソードを併せ考えると、当該生徒は、表面上は特段問題なく学校生活を過ごしていたが、その内心では、何かしら不安感を抱えていたことが窺われ、中学時代に当該生徒と関わった教員からは、当該生徒が何らかのコンプレックスを抱えていたのではないか、指導に応えられない自己嫌悪の気持ちがあったのではないか等の指摘もなされている。当該生徒にとって、「反省文」を書くことは、いったんは克

服したはずの課題（物事への計画的な取り組みなど）に再度目を向けざるを得ず、自分自身を否定する作業とも言え、大きな負担となったのではないかと思われる。

さらに、当該生徒は、中学時代には計画的に物事を進められないことなどについて「自分でも直し方が分からない」などと悩んでいた様子もみられ、反省文には、上記述べたような自分自身を否定するような内容が繰り返し記載されており、反省文の背景にある「困り感」などのサインに気づいてもらえず、教員らの指導が負担となって積重なっていった可能性は否定できない。

学習ノートの課題を負担に感じながらも、何とか作成を継続していた生徒にとっては、教員から学習ノートについて否定的な発言をされたこと、学習ノートが提出できなかったことを嘘や言い訳と指摘されたことは、当該生徒に大きな心理的負担を与えた可能性は否定できず、A教員に対する「はい」「はい」という気のない受け答えからは、無力感さえ感じられる。

また、入学から夏休み前までの間、当該生徒とA教員との直接の関わりはごく限られていたが、本部会の聴取やアンケートに対し、A教員が怒鳴る、声が大きいなどの指摘や、A教員が別の生徒を注意した際、その生徒の机を蹴るなどしたことがあったことなどを勘案すると、当該生徒にとっては、レポートの未提出などを指摘したA教員の言動そのものが、これまでに経験のない厳しいものと受け止め、信頼できる存在と捉えることはできなかったであろう。

第2 高校の指導との関連性

1 レポートの未提出などに対する高校の対応

高校では、実習等のレポートを期限までに提出できなかった場合の対応や評価については、担当教員に任されており、学校全体で統一的な基準はない。実習科目については、年に数回レポートの提出が課されているが、期限までに提出できなかった生徒は各回多くても1名程度で、実際にはほとんどいない。レポートの未提出については、担当教員がそれぞれに声掛けをしながら提出を促しているのが実態である。

〇〇科のX教員とY教員が当該生徒に課した「反省文」は、これまでも期限までに提出ができなかった生徒に課したことがあるとのことであるが、〇〇科での統一した扱いではなく、本部会の聴取に応じた他科の生徒らから

も、一般的な扱いとして反省文が課されるという話は聞かれなかった。顧問のC教員は、レポートの提出が遅れた生徒に、なぜ間に合わなかったのか、間に合わせるためにどうすればいいのかについてまとめさせ、提出を求めているとのことであったが、各科、また、各教員によって、その対応はまちまちで、統一した基準はない。

また、レポートの提出が遅れるなどした場合の部活動への参加については、各科においても、学校全体でも、統一的な基準はないが、実習科目の評価はレポートによらざるを得ないため、各部においては、教科担当者の指示を優先させているのが実態のようである。

レポートや課題などを未提出の場合は練習に参加不可としたり、成績不振の生徒には部活動休止期間を長めにとるなどしている部もあるが、部員の学習状況に不安がある場合などに、自学自習（学習ノート作成）の対応を取っているのは、当該生徒の所属していた〇〇部のみで、各教科担当との調整はない。

レポートの未提出などとは別に、生徒に問題が生じた場合には、関係する教員がそれぞれ個別に情報交換をしているが、学校全体で共有するための場は設けられていない。なお、必要に応じて、個別にケース会議が開かれている。

2 本事案における対応

当該生徒が、部活動顧問の指示で学習ノートを作成していたことは、当初、担任や実習担当の教員には知らされていなかった。実習担当のX教員は、反省文や当該生徒との面談の中で、当該生徒が学習ノートを作成していることを知り、当該生徒は、X教員にも学習ノートを自主的に見せるようになったが、このことは、顧問を含め他の教員は知らなかった。A教員は、顧問のB教員から、当該生徒が学習ノートを作成していることは聞いていたが、当該生徒が作成したノートを見たことはなかった。そのため、当該生徒にとって学習ノートがどの程度負担となっていたのか、教員らの間で状況は共有されなかった。

また、当該生徒は、レポート提出の遅れのため反省文を書いた後から、登校後、A教員に自分の携帯電話を預けに来ていた。携帯電話を預けるようになったのは、反省文に「学校では（携帯電話の）電源を切って生活します」と記載し、X教員との面談でも同様の話をしたことなどがきっかけではない

かと思われるところ、A教員は、当該生徒がX教員らの指示で、このような反省文を書いたことや、X教員との面談の内容を知らなかった。そのため、当該生徒から携帯電話を預かってほしいと言われた際、「自分で管理したらどうか」と応じたものの、当該生徒がなお預かりを求めたことから、その真意を把握しきれぬまま、これに応じた。反省文や面談の内容は、担任や部活動の顧問など、当該生徒に関わる教員らの間で共有されることはなかったため、当該生徒の悩みに気づき、すぐに何らかの対処をするには至らなかった。

部活動の顧問の教員らは、当該生徒が7月2日にレポートを完成させて提出したことを知らなかった。B教員は、7月10日頃になってレポートは提出済みであることを知ったが、その頃、当該生徒が「学習ノートを忘れた」と言って顧問にノートを提出しなかったことから、学習習慣の定着に不安を感じ、そのまま学習ノートの作成を継続させ、部活動への参加を先に延ばした。当該生徒は、7月2日にレポートを提出したにもかかわらず、なぜその後も部活に参加しなかったのか、X教員には7月も毎日学習ノートを提出していたのに、顧問には「忘れた」と言って見せなかったのかは不明であるが、当該生徒は、レポートを提出し、学習ノートも毎日作成していたにもかかわらず、部活動へ参加できない期間が延びてしまった。

第3章第1の4（小括）で述べたように、当該生徒は、課題の提出に苦手意識があったものの、中学の教員らは連携して当該生徒のサポートをしており、当該生徒自身の努力によって、かかる問題は改善されたため、出身中学から高校へは、特別の申し送り事項はなかった。高校では、当該生徒の苦手意識は表面化せず、単に「レポートの提出が遅れたこと」に対する対応に留まり、「反省文」に現れた当該生徒の悩みは汲み取られず、教員間で共有することもなされなかった。

教員らは、レポートを出せなかった当該生徒に対し、従前と同様の指導をしたもので、学習ノートの作成も学習習慣の定着や成績向上を目的としたものであったことを考慮すると、教員らの指導方法が直ちに問題があったとまでは言えない。しかし、教員らにはチームとして取り組む意識に欠け、教員間での情報共有や連携が不足していたため、複数の教員らが当該生徒の悩みに気づく機会がありながら、適切な支援がなされず、当該生徒の負担感は強まった。個々の教員らの指導により、結果的に当該生徒が追い詰められてしまったのではないかと思われる。

第3 高校の指導のあり方などについて

1 高校の指導について

(1) これまでの高校の指導などについて

当該生徒の自死に関し、平成30年10月下旬、その原因が教員の指導にあると推知させるような報道がなされた。

報道を受けて開かれた臨時保護者会では、出席した保護者から、A教員について「信頼している」「間違ったことで怒ることはない」などと擁護する意見が述べられ、高校の指導についても積極的に評価する意見が述べられた。また、本部会において、生徒らから本事案に関連する事情を聴取した際も、A教員に対する肯定的な評価が多く聞かれた。他方で、臨時保護者会においても、指導のあり方について、罵声やパワハラ的な指導には否定的な意見が出された。

本部会において行った高校の生徒らへのアンケート調査においても、学年が上がるにつれて、高校の指導一般に感謝、評価する意見が多くあったが、一方で、高校の指導のあり方への疑問を述べる回答や、本事案とは関わりのない教員の指導について、具体的な事実関係を記載して不満を述べる回答が複数あった。

(2) 本事案における当該生徒への指導について

これまで、高校において、中学から何らかの申し送りや情報提供がない生徒については、例えば、レポートを期限までに提出できなかった場合などに、何らかの配慮がなされる事例はほとんどなかったと思われる。

しかし、小学校から中学校、中学校から高校など、大きく環境が変化する場合には、校種間のきめ細やかな連携が必要となってくるし、通常以上に生徒の様子への目配りが必要であろう。当該生徒のように、期限を守れなかったことが単なる怠けや努力不足によるとは考えにくい場合も一定程度存在することを念頭においた柔軟な対応を検討すべきである。

高校では、本事案発生の翌年度（平成31年度）からレポートの未提出などの場合に「振り返りシート」（令和2年度以降は、内容を保護者がチェックする欄を設けた「学習支援シート」）を用意し、その原因や解決策を自己分析させるための書面を用意しているが、あくまでも生徒の個別の事情を詳細に把握することに使用されるべきで、それを作成すること自体が目

的となつてはならない。

レポート未提出時の「反省文」についても、一般に「反省文」というタイトルからイメージされるのは、不提出や提出の遅れに対する罰であり、レポート提出の本来の目的は、生徒の理解度を計る指標とし、授業内容について理解の定着を図ることなどであることからすると、「振り返りシート」と併せて、その必要性については十分検討されるべきである。

当該生徒が、学校生活において相当の心理的な負荷を感じていたと思われることに加え、上記(1)で述べたとおり、本事案に関するアンケートには、高校において、当該生徒以外に対して、本事案とは関わりのない教員らの、不適切な指導、あるいは指導の範囲を逸脱したと思われるような言動を訴える回答が複数あったことから、そのようなものも含めて、高校の伝統の名の下に「厳しい指導」と一括りにして容認されることがないよう、付言するものである。

2 教員間の連携などについて

当該生徒は、平成30年8月上旬に部活動を連続して無断欠席し、部活動の顧問との面談で「自分に自信が持てない」などの話をしてしたが、その後、部活動には普段と変わらない様子で参加していたことから、B教員から保護者へ連絡はしなかった。その後の当該生徒の様子について、高校と保護者との間で連絡を取り合うこともなかった。お盆過ぎころ、B教員が担任のA教員と顔を合わせた際、「8月の頭の頃に部活に来なくなった日があった」「悩んでいるようだ」などと伝え、A教員は「夏休みが明けたら話してみます」と応じており、当該生徒への目配りはある程度できており、今後、継続的に当該生徒を注視していく環境はできていた。

しかし、当該生徒へのフォローが行われる前に、本事案が発生した。

当該生徒は、中学時にも、短時間ではあるが、一時所在が分からなくなったり、部活動を無断で休むなどしたりしたことがあったが、顧問のB教員はこのことを知らなかったうえ、当該生徒は、B教員と面談後は何事もなく部活動に参加するようになり、変わった様子も見受けられなかった。また、このことについて、その後、保護者から、家庭での様子などについて学校に連絡もなかった。反省文には、中学時代に部活を無断欠席したことがあることは記載されているが、B教員はその反省文を見ていない。これまで述べたとおり、当該生徒の悩みを、教員らが保護者と連携して把握していく仕組みは

なかった。

新学習指導要領においては、「生徒の発達を支える指導の充実」として以下の点が挙げられている。

① ホームルーム経営、生徒の発達の支援（学習指導要領第1章総則第5款1(1)）

「学校は、生徒にとって安心感がある場でなければならない。生徒一人一人は興味や関心が異なることを前提に、生徒が自分の個性に気づき、可能性を発揮し、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要」

「生徒一人一人の実態を把握すること、確かな生徒理解が重要」

「校長や副校長、教頭の指導の下、学年・学科の教師や生徒指導の主任、更に、養護教員など他の教職員と連携しながらホームルーム経営を進めることが大切」

「ガイダンス機能の充実、カウンセリング機能の充実」

② 生徒指導の充実（同第5款1(2)）

「生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ること」

「学年の教師、教科担任、部活動等の顧問、養護教員などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切」

「青年期にある高校生一人一人の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切」

「生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤」

③ 生徒の特性等の伸長と学校やホームルームでの生活への適応、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成（同第5款1(4)）

当該生徒は、反省文や教員らとの面談で、漠然とした不安などを吐露しており、それぞれが当該生徒の悩みにつながるヒントを得ていながら、教員間で十分な連携が行われていなかった。

本事案では、当該生徒への指導が連携して行われなかったことで、結果的に当該生徒の負担が増し、精神的に追い詰められたのではないかと思われるところ、新学習指導要領に記載のあるような、生徒の内面の理解、生徒一人一人の実態に合わせた指導や、教員間での情報共有、カウンセリング機能や

ガイダンス機能の充実がなされていれば、当該生徒の負担感を取り除けたのではなかろうか。

第4 まとめ

1 高校生活による影響について

中学と異なり、高校は実習科目があり、その評価のため、試験に代えてレポートの提出は必須である。高校では、評価の公平性の観点からも、提出期限に遅れないよう、繰り返し告知するなどして厳正に対処していた。

当該生徒は、高校に入学してから、上記のような出来事、即ち、レポート提出の遅れ、反省文の作成、レポート完成までの部活動への不参加、学習ノートの作成の継続などがほぼ同時に生じ、その都度懸命に対処していたが、負担感が増していった。中学時の教員が「(教員の指示を) 流すとか、無視するとか、開き直るっていうような生徒ではない」「適当な人間ではない」と評価しているように、当該生徒は、高校の指導に真面目に応えようとしていた。

レポートが期限までに提出できなかったことは、当該生徒が一度は克服したはずの課題(課題提出などについての苦手意識)に再び向き合わざるを得ない状況に追い込まれ、学習ノートなどの課題を一生懸命やっているけれども、思ったような結果がでないことや先行きが見通せないことに対する焦り、漠然とした不安感につながったように思われる。

当該生徒は、教員らには、自身の悩みを「自分に自信が持てない」「うまくいかない」などと抽象的にしか話しておらず、母親も当該生徒が何かしら悩みを抱えていたとの認識はあったものの、当該生徒の悩みを具体的に聴き取った者はいなかった。当該生徒の「自分に自信が持てない」「うまくいかない」などの訴えは、指導に真面目に応えようとしても、結果につながらないことについての罪悪感や行き詰まり感を表した言葉のように思われる。

当該生徒は、SNSなどで「学校・部活がきつい、辞めたい」「〇〇科の先生は厳しい。〇〇科に行きたい」「友達作ろうと思えば作れるけど面倒くさい。だれかたすけて」などと一部の友人に伝えていたことなどから考えると、中学時代とは異なる環境に置かれた当該生徒が、追い詰められ、SOSを発信していたことが窺われる。

これまで述べてきたように、当該生徒は、真面目に取り組んでも、自分の思うような結果が出ず、真面目に取り組むほど心身の負担が増していったのでは

なかろうか。高校においては、複数の教員らが当該生徒と個々に関わりながらも、情報を共有する体制が不十分で、速やかな対応には至らなかった。

本部会による調査の結果、当該生徒には、いじめなどのトラブルは見当たらなかったが、教員らの対応を含め、高校での出来事の1つ1つが、結果として、いずれも、悩みを抱えた当該生徒を追い詰めた。

中学時代と異なり、高校には、学習ノートの継続などの当該生徒の努力を肯定する言葉をかけてくれる教員はいなかった。教員らは個別に当該生徒に関わってはいたが、当該生徒にとって、自分の味方になってくれる教員は一人もおらず、高校には生徒の逃げ場はなかった。当該生徒は、真面目で優しく、誰からも好かれていたし、他人に対して怒りを露わにしたりすることもなかった。だからこそ、自身の悩みを自分以外の誰か（何か）にぶつけることなどにより発散することはできなかつたし、優しく、真面目な性格ゆえに、心配をかけまいと、友人や家族にも悩みを吐露したり、助けを求めたりすることはできなかつたのではなかろうか。また、高校を辞めることは、これまでの自分の努力の結果、即ち自分自身を否定することにつながるもので、この選択も取り得なかつたのではないだろうか。

本事案において、高校入学後に当該生徒に生じた出来事は、いずれの事実も当該生徒にとっては心理的な負担となり、それらが複合的に作用したのではないかと考えている。

2 高校の指導のあり方について

高校の仕組みとして、当該生徒の問題に連携して対応できなかったこと、当該生徒の悩みを汲み取り、家庭と連携して速やかな支援に結び付けられる体制がなかったことは改善の余地がある。

高校での指導を「厳しい指導は当然」と積極的に評価する意見もあるが、当該生徒の自死に触発されてツイートした生徒がいたように、本部会が実施したアンケートに対する生徒らの回答を見ると、学校の指導のあり方への疑問、「指導」を教員による抑えつけと受け止め、不満や閉塞感を感じている生徒が少なからずいる。

以上を踏まえると、高校の指導のあり方を改めて考える段階にあるように思われる。統一的な指導に馴染まない場合があることを念頭におき、校種間の連携等に配慮して生徒の個性をより重視した柔軟な対応が行われるべく、教員間の連携や、家庭との情報交換を含めた指導のあり方を検討することが必要なの

ではなからうか。

第4章 本事案における学校・教育委員会（高校教育課）の対応

第1 危機対応のあり方

1 本来あるべき危機対応のあり方

先述したように、子供の自死が起こった場合の学校・教育委員会の事後対応について、遺族の要望があってから着手したのでは、しばしばタイミングを逸し、結果的に遺族の要望に添うことも難しくなることや、今後の自殺防止につなげる意味から、学校や教育委員会が、早い時期から主体的に調査に取り組むことを目的に「背景調査の指針」が定められている。

この背景調査の指針では、自死が発生した際の危機対応の在り方について以下のように規定されている。

- 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定している
- 膨大・多様な情報が集まった場合など、情報の整理には時間と人員が必要であり、設置者の人的支援が必要となる
- この段階から、学校及び学校の設置者だけでなく、子供の自殺予防等に精通した専門家の支援が有効である
- 死因が自殺であることが公表されているか否かに関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理する「基本調査」は必ず実施する
- 基本調査として、事案が発生（認知）したその日から開始すべき対応には、以下のようなものがある
 - <遺族との関わり・関係機関との協力等>
 - <指導記録等の確認>
 - <全教職員からの聴き取り>
 - <亡くなった子供と関係の深かった子供への聴き取り調査>
- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する

また、子供の自殺が起きたときの主に数日以内の事後対応について、文部科学省より、平成22年に「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（以下「緊急対応の手引き」という。）が出されている。

この中では、子供の自殺が起きたときの、危機対応の態勢、遺族へのかかわり、情報収集・発信、保護者への説明、心のケア、学校活動が掲げられて

いる。

以下では、本事案において、高校及び宮城県教育委員会（高校教育課）の対応が、上記「背景調査の指針」に基づいて適切に行われていたかについて論じ、適宜「緊急対応の手引き」に沿うものであったのかについても触れる。

2 実際の高校・教育委員会（高校教育課）の対応

(1) 設置者の指導・支援の下における学校の基本調査について

本事案では、高校が基本調査を行っている。基本調査を行うにあたり、高校は高校教育課に経過の報告を行っているが、高校教育課は報告を受けるだけで、高校に対して積極的な指導・支援をしているとは言い難い。また、「背景調査の指針」では「膨大・多様な情報が集まった場合など、情報の整理には時間と人員が必要であり、設置者の人的支援が必要となる」ともされているところ、高校教育課から人的支援は行われなかった。本事案では、基本調査の時点で膨大・多様な情報が集まっていたとは必ずしも言えないが、かかる事情は基本調査の段階で全職員に対する聴取も行われていない等、高校側に原因があったものと思われる。本事案に対して高校が手探りで対応する中、学校において児童生徒の自死事案がそもそも稀であることに鑑みると、高校教育課側から高校に対して、担当者を派遣する等して、積極的な指導・支援を行うべきであった。

また、「緊急対応の手引き」には、明確に「最初の3日間は、教育委員会は常時複数の職員（実務経験のある職員を含む）を派遣し、助言とともに、学校では手が回らない部分をサポートしてください」と規定されているところ、高校教育課からの人的支援がなかったことは、かかる「緊急対応の手引き」の内容に反していることは明白である。

(2) 子供の自殺予防等に精通した専門家の支援について

この点、高校は、高校教育課を通じて、スクールカウンセラーの派遣を要請し、それに伴い、高校にスクールカウンセラーが派遣されている。本事案において、スクールカウンセラーは、教職員に対して、教職員向けに心のケアに関する資料を配布したり、生徒らに事実を伝える際の内容などについてアドバイスを行っており、かつ、学校が把握している限りでは、本事案後に心身の不調を訴える生徒などはおらず、授業や部活動も滞りなく行われるなど、他の生徒に目に見えた大きな影響はなかったということからすると、一定の効果があったといえる。

「緊急対応の手引き」にも、「自殺の事後対応にはスクールカウンセラー(臨時に配置されるカウンセラーを含む)・・・による現地でのサポートが不可欠です。最初の3日間は常時複数(実務経験のあるベテランを含む)のサポートが必要と考えられます。」とあり、高校が、高校教育課を通じてスクールカウンセラーの派遣要請をしたことは評価できる。

もっとも、スクールカウンセラーは、あくまで学校現場において児童や生徒、その保護者に対して臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく専門家であって、自死の経緯・原因について調査することの専門家ではない。現に、学校からスクールカウンセラーに対する相談内容も、本事案による在校生への波及効果に関するものであり、本事案の経緯・原因等に関するものではない。

基本調査実施を通じて自死の背景を調査するという観点からは、学校としては、子供の自殺予防等に精通した弁護士、精神科医、臨床心理士等の支援を受けることを検討することもあり得たのではなかろうか。

3 「基本調査」の実施について

先述のように、高校は、本事案について基本調査を行い、教育委員会への報告も行っている。また、一部の教員にしか聴取を行っていない等の不十分な点もあるものの、本事案発生の翌日から、関係する教員の聴取、遺族対応、高校教育課への第一報を行っており、事故発生から約1か月で調査を終えていることからして、基本調査の迅速な着手・情報の迅速な整理自体は行えていたといえる。

もっとも、先述したように、全職員への聴取を実施しなかったこと(そしてそのことを問題視していない)など、高校及び教育委員会(高校教育課)の「背景調査の指針」に対する無理解があったという点は指摘しておかねばならない。

4 基本調査の対応内容について

(1) 遺族との関わり・関係機関との協力等について

高校は、〇〇警察署と、8月25日、及び、9月19日にやり取りをしている。8月25日は〇〇警察署から学校に対して訪問があったところであるが、9月19日については学校から〇〇警察署に対して電話連絡を行っている。8月25日から9月19日にかけては、やや間隔の開きがあるものの、学校自らが警察署に対して問い合わせをしたということは一応評価できる。

遺族との関わりについては後述する。

(2) 指導記録等の確認

「背景調査の指針」では、「日常的に指導記録を蓄積しておくこと」、「指導記録以外にも、亡くなった子供の作文や作品、いわゆる『連絡帳』や『生活ノート』、教科書やメモ、プリント類などにも何らかの手掛かりがあることもあるため、即時集約して確認・保管する」、「亡くなった子供の机や上履きなどの所有物の状況を確認・集約する、他にも学級日誌や部活動・委員会活動などに関するノートなどが参考になることもある」ことなどが書かれている。

高校は、教職員に対する聴き取りこそ行っているものの、上記のような資料も確認できていない。ただ、当該生徒が1年生であり、また、本事案の発生が8月であることからすると、当該生徒が在学した期間は1学期間と短く、そもそも当該生徒に関する資料自体が少ないことを勘案すると、指導内容の確認が主に教師に対する聴き取りによって行われたとしてもやむを得ない面もあると思われる。

(3) 全教職員からの聴き取り

高校の実施した基本調査においては、全教職員からの聴き取りは行われていなかった。本事案発生の翌日から、教員への聴き取りは開始されていたものの、聴き取り対象は、関係する教員（担任A教員、学年主任F教員、部活動顧問B教員、同C教員、〇〇科長（実習担当）X教員、実習担当Y教員）に限られている。また、高校教育課から高校に対しても、全教職員の聴き取りを行うべきとの指導・助言もなかった。全教職員からの聴き取りを行うとすることは、背景の調査という点だけでなく、教職員間で本事案を早急に共有するという点でも重要なことである。この点、高校及び教育委員会（高校教育課）には、背景調査の指針に対する無理解があったというべきである。

(4) 亡くなった子供と関係の深かった子供への聴き取り調査

高校では、本事案発生の翌々日（8月23日）に当該生徒と同じクラスの生徒と同じ部活動に所属する生徒に対して、本事案について伝え、さらに、情報提供の呼びかけを行った。また、高校は、当該生徒と同じ中学出身で、同じ部活動に所属し、一緒に登校していた生徒に対しても聴き取りを行った。

確かに、生徒らに対しては、本事案発生後、比較的早期に接触が図られたようである。しかし、生徒らに対しては、聴き取りというより、情報提供を求めたに過ぎず、具体的な聴き取りを行ったのは上記生徒1名のみである。そもそも聴き取りは、聴取者と被聴取者によって行われるものであり、聴取

者と被聴取者の信頼関係に基づくことによつてのみ、真の内容が語られ、効果をあげるものである。にもかかわらず、単に情報提供を求めるという姿勢だけでは、聴取者と被聴取者の信頼関係が築くことなどできず、これでは本事案の背景調査の効を挙げることが、望むべくもない。

(5) 小括

本事案について、高校が比較的早期に調査に取り掛かっている点は、評価できる。もっとも、全教職員の聴き取りを行わず、当該生徒と関係の深い生徒に対しても情報提供を呼び掛けるにとどまる等、「背景調査の指針」に基づいた対応が実践できていたとはいえない。

「背景調査の指針」はあくまで指針に過ぎず、自死の背景を明らかにするためには、むしろ「背景調査の指針」より、手厚い手続きが必要とされてくる場面があると解するべきである。「背景調査の指針」に記載されている事項すら満足に行われなかったということは、児童生徒にかかる自死問題に対する学校・教育委員会（高校教育課）の意識の低さが表れたものと言わざるを得ない。

第2 遺族に対する対応

1 本来あるべき対応

「背景調査の指針」では、子供の自死が発生した際の遺族に対する対応について、以下のように規定されている。

〈遺族との関わり〉

- 亡くなった子供を最も身近に知っている遺族の協力が背景調査の実施に不可欠である
- 遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- あらゆる情報も早急に知りたいという遺族の切実な心境は自然なことである一方で、自殺という重篤な事態に、関係者が心理的に不安定になったり、臆測に基づくうわさが出回ったり、調査の進展には困難が生じることも多い
- 調査で集まってきた情報はどの段階でどの程度説明できることになるか、背景調査において具体的にどんな困難があるかなど、あらかじめ説明しておく姿勢が重要である

〈基本調査実施の際の遺族とのかかわり〉

- 事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情に配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する

〈基本調査における遺族とのかかわり〉

- 学校及び学校の設置者は、とりまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する
- 学校生活におけるトラブル等が認知された場合、事実関係の整理に時間を要することもありうるが、必要に応じて適時適切な方法で、経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う
- この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意する
- 事実関係をもとに自殺に至る過程や心理を検証するには、「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する（よって、この時点においては安易に因果関係に言及すべきでない）
- 今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを伝えて、遺族の意向を確認することが必要となる

2 実際の遺族に対する高校・教育委員会（高校教育課）の対応

(1) 高校と遺族の関係性の構築について

高校は、本事案発生当日（8月21日）に母親と電話連絡を行い、翌日（同月22日）家庭訪問を行っている。同月23日には、高校がクラス・部活の生徒に伝えたことと同内容のこと（「自殺」や「自死」ではなく「亡くなった」という表現を用いたこと）を、遺族に対して伝えている。

同月24日の当該生徒の通夜には、〇〇科1年1組担任H教員と同じ中学出身の同級生数名が出席し、同月25日の当該生徒の告別式には、担任A教員、副担任I教員、〇〇科長X教員、〇〇科2年2組担任J教員、部活顧問B教員、同C教員、K教員、学年主任F教員が出席した。

この点、本事案発生（認知）直後から、高校が遺族と今後の接触を可能とするような関係性を構築しようとしていることは見て取れる。「緊急対応の手引き」にも「遺族へのコンタクトを急いでください」とあり、この点に関しては、学校の対応も緊急対応の手引きに従ったものとな

っている。

しかし、高校は遺族に対して無理に状況確認をしようとはしていないものの、8月22日の家庭訪問の際にA教員が述べた当該生徒のエピソードは、息子を亡くした直後の両親にとっては、当該生徒の態度の悪さを指摘されたと感じられ、また、9月2日の遺族による当該生徒の荷物引取りの際に、校長や教頭等の管理職は対応せず、担任A教員だけが対応したことも、遺族が強い違和感を抱いたり、高校に対する不信感を抱く契機となった。

遺族による荷物引取りについては、必ずしも大勢が立ち会う必要はないのかもしれないが、本事案発生後、高校の校長や教頭は一切遺族と接触しておらず、担任のA教員しか対応していないことは、遺族の心情に配慮しているとはいえない。「緊急対応の手引き」にも「何よりも大切なことは、子供を亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと」とあり、さらに、「遺族はショックで呆然としていたり、自責感や怒りなど日々変化する感情によって大きく揺れたりします。しっかりと受けとめてください。」とある。この点、A教員としては、当該生徒とのエピソードに関しては、事実を伝えようとしたもので、両親を傷つける意図はなかったのかもしれないが、遺族への対応としては不適切であり、「子供を亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと」にならないことは明らかであろう。

また、校長による遺族への弔問が平成30年11月6日（火）に行われているところ、これは当該生徒の自死があった同年8月21日から約2ヶ月半も経過してからのことであり、しかも、これは同年10月31日（水）に遺族から宮城県知事及び宮城県教育長に対して要望書が提出された後に行われたものである。この点に鑑みると、校長による弔問は当該要望書を契機に行われたものであることが強く推認できる。弔問の際、校長は、両親に対して保護者会の案内を行わなかったことについて謝罪しているものの、両親も感じているように、要望書が出されて初めて弔問するという態度は、誠意がないとされても仕方がないものであろう。この点、〇〇〇、仮に校長に悪意がなかったとしても、遺族の心情への配慮という点からすると、弔問の際の態度に関しては配慮の上に配慮を重ねるべきであり、少なくとも遺族から誤解を受けないよう慎重な態度をとるべきであった。

さらに、当該生徒にかかる学校関係の諸経費の残りについて高校から両

親のもとへ郵送で届けられているが、この点、遺族への心情の配慮を考えると、教員が直接届けるべきであって（少なくとも郵送でよいかどうか確認すべきである）、両親に何ら確認することなく郵送されたに過ぎなかった点も、遺族に対する弔意がなかったことの現れといえる。

そして、このような重要な局面において、遺族の心情への配慮などに対する教員らへのアドバイスも打ち合わせも行わないまま、遺族への初期対応を個別の教員に任せたことは、高校全体の対応として問題があったと言わざるを得ない。

(2) 基本調査の経過及び整理した情報の遺族への説明について

先述したように、高校は、本事案発生（認知）後、速やかに遺族と接触はしているものの、遺族に対し、基本調査の経過や整理された情報を全く伝えていない。関係教員からの聴取が8月22日に行われ、関係の深い生徒からの聴取が8月23日に行われているが、9月2日荷物引取りの際に、父に対して上記聴取の経過報告は行われなかった。また、荷物引取り以降は（遺族から要望書が出されるまで）、高校から遺族に対しては経過等の説明はおろか、(当該生徒にかかる経費精算を除いて)連絡すら全くなかった。

また、遺族は、本事案に関するツイッターの書き込みを見つけ、高校に対する不信感が強まったと説明している。

この点、高校も、9月下旬頃には本事案に関する内容とみられる8月31日付のツイートを確認し、10月16日には、アカウントを有する生徒に対する聴取を行って、ツイートした趣旨等を把握していたにもかかわらず、遺族に対して報告を行っていなかった。確かに、遺族から高校に対してツイッターに関する問合せがあったというわけではないものの、高校の名称を含んだアカウントで、本事案の原因が教員にあるといったような書き込みがされていたのであるから、高校から遺族に対して何らかの説明があつてしかるべきであったといえよう。

(3) 詳細調査移行等についての遺族の意向の確認

10月1日に、高校から高校教育課へ基本調査に関する報告が行われた。基本調査報告から遺族が要望書を提出するまで、高校は遺族に接触しておらず、遺族に対して基本調査報告が行われることもなく、当然、詳細調査へ移行するか否かの意向確認も行われなかった。また、高校教育課も、遺族に対して、意向確認を行うことはなかった。

「背景調査の指針」においては、「設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する」とされているが、「遺族の要望がある場合」には詳細調査に移行するとされている。

本事案に関しては、遺族に対して、基本調査に関して高校・教育委員会（高校教育課）から何ら報告がされておらず、意向確認もなかったため、そもそも高校が本事案に対してどのように対応しているのか、また調査をしているのかも分からないため、遺族が詳細調査を要望したくても、できない状況にあった。しかも、現実には遺族から要望書が出ていることからすると、高校・高校教育課の不作为（基本調査報告をしなかったこと）によって、遺族が要望できない状態に置かれたと言える。

「緊急対応の手引き」にも「遺族には必要に応じて…説明を心がけてください。」とある。本事案の基本調査は、まさに、当該生徒の自死の背景を調査したものであり、これを遺族に対して何ら説明しないという高校の対応は、明らかに「緊急対応の手引き」にある学校が求められている対応に反するものである。

本事案に関しては、警察署と相談したり自死遺族団体とつながりを持てた結果、遺族が要望書を提出できたという経緯がある。

このような事情からすると、本事案に関しては、高校・高校教育課における制度の無理解によって、遺族が本事案の詳細調査を求める機会を逸する事態が生じていたというものであり、この点に関する高校・教育委員会（高校教育課）の瑕疵は大きいものであるといわざるを得ない。

第3 まとめ

本事案について、高校・教育委員会（高校教育課）は、個別の教職員への聴取、警察との連携等に関しては、迅速な対応を行えている。この点については、一応評価することができる。しかし、高校は全教員に対する聴き取りを行っておらず、また、高校教育課も学校の報告を聞くという受動的な対応に終始した。また、遺族との関わりに関しても、高校は遺族と早急な連絡をとったものの、違和感や不信感を抱かれるような対応をとったり、また、基本調査を報告することもなかった。特に、高校の対応には問題が多かった。

「緊急対応の手引き」にもあるように、高校にとって何より大切なことは、子供を亡くした遺族に対して心からの弔意を示すことである。にもかかわらず

ず、本事案においては、A教員が遺族に対して不信感を抱かれるような当該生徒に関するエピソードを話したり、また、校長による弔問が行われたもののその時期が遅く、また、その時の態度も遺族に不信感を抱かれるようなものであったりしたことは、遺族への寄り添いという観点から、問題がある行為だったというべきである。

これらの高校・教育委員会（高校教育課）の対応は、「背景調査の指針」や「緊急対応の手引き」に反するものであり、本事案における対応として、非難に値するものであったといえよう。

第5章 提言

本章では、今回の事案を通して浮き彫りになった問題点について、二度と同じ過ちを起こさないために、高校と教育委員会、そして、広く教員のあり方等について、以下の7項に分けて、提言する。

1 「複合的な作用による追い詰め」の責任の所在と解決に向けての提言

前章までに、本部会は、当該生徒は、中学時の教員が「(教員の指示を) 流すとか、無視するとか、開き直るっていうような生徒ではない」「適当な人間ではない」と評価しているように、教員の指導に真面目に応えようとしていた生徒であること、そして、高校での指導について「複数の教員らが当該生徒と個々にかかわりながらも、情報を共有する体制が不十分で、速やかな対応には至らなかった」こと、また、「高校の仕組みとして、当該生徒の問題に連携して対応できなかったこと、当該生徒の悩みを汲み取り、家庭と連携して速やかな支援に結び付けられる体制がなかったことは改善の余地がある」こと等を指摘した。また本部会が実施したアンケートに対する生徒らの回答から、「学校の指導のあり方への疑問、「指導」を教員による抑えつけと受け止め、不満や閉塞感を感じている生徒が少なからずいた」こと等を指摘した。

その上で本部会として、「教員らの対応を含め、高校での出来事の1つ1つが、結果として、いずれも、悩みを抱えた当該生徒を追い詰めた」「本事案において、高校入学後に当該生徒に生じた出来事は、いずれの事実も当該生徒にとっては心理的な負担となり、それらが複合的に作用したのではないかと考えている」と述べた。

ここで「複合的な作用による追い詰め」とは、責任は誰にもないということの意味しない。反対である。複数の追い詰め要因が同時に重なることで、その後の行動の選択肢は狭められ、重大な結果を生むことを意味している。「追い詰められる」という言葉の意味するものは「選択肢の幅が小さくなってゆくこと」と解される。例えば、ある問題で父親に叱責を受けた少年がいるとして、彼は母親にはまだ受容される可能性がある。しかし、ここで母親にも叱責を受けるとすると、彼の逃げ道、それは彼なりの解決行動である場合が多いが、その選択肢が狭められることになる。

「複合的な作用による追い詰め」は、単一のそれより、その後の進むべき道の選択肢を狭めてしまうのである。当人の息苦しさには想像以上のものがある。それぞれが大きな責任を負うべきものである。

そして今後、同様の問題が生じる場合の解決主体は、教育委員会が担うべきと考える。なぜなら、本部会における聴き取り調査でも、教育委員会からの指示と相談者の派遣、協力を高校として第一に求めたい思いが述べられた。つまり、本事案での高校としての対応に最上位の指示、相談位置を占めていたのは、教育委員会であることが分かる。

しかしながら、相談と指示を求められる側にある教育委員会としても、具体的な問題への的確な指示は難しいのが現状といえる。他県の事例を検討しても同様の問題を抱えている。つまり、これは教員だけではなく、大学等研究機関の専門研究者を含めた「実践的な研究」が追い付いていない問題でもある。

教員間の情報共有への努力や校種間の中高連携シート、本県での「申し送り個票」など、これまでの個々の学校や教育委員会の工夫を踏まえた連携への努力は散見されるが、本事案でも見られたように、具体的な実践と、さらにその緊急事態時の「指示」には遠いのが現状である。本事案の検討を通じて、本県が率先をして、同様の問題の予防と生起時の対応、予後に至る道筋をさらに具体的に示しうる「実践的な研究」を開始することを提言したい。

2 緊急時の遺族に対する学校、教育委員会の対応と指針、手引き等への提言

本事案で反省されるべき点が前章までに指摘された。特に第4章「本事案における学校・教育委員会（高校教育課）の対応においては、「本来あるべき危機対応のあり方」と実際の対応を比較して検証し、反省点を指摘した。

ここでも特に以下2点について提言をしておきたい。ひとつは弔問時前後の学校側の対応が、ご遺族の違和感をいだかせたこと、そして、事件発生の際の「背景調査」の際の教育委員会の不備である。それらはご遺族のそもそもの違和感を喚起させたものであり、その後の本部会の設置へつながっていったことである。

それらはそれぞれ「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」と「同背景調査の指針」（文科省）に既に示されていたものであるが、重要な点で指針に従ったものにはなっていないことを再度指摘したい。

今後への提言としてまず考えられることは、「手引き」「指針」を含め、緊急時に参照すべきものの、学校としての整理と日ごろからの提示と教員の共有である。

緊急時に参照できるものの数は少なくない。国の策定によるもの、県市単位、そして事案毎に出される報告書に示されるものなどであるが、そのプライオリティーを含んだ日常的な整理があつて初めて緊急時に活用されうる。

3 校種間の「連携」についての提言

小学校から中学校、中学校から高校など、大きく環境が変化する場合には、校種間のきめ細やかな連携が必要である。当該生徒の中学校時代からの行動を見てくると、高校でのレポート提出の期限の不首尾が、本人の努力不足によるとは考えにくい。中学校からの生徒の情報を得た上で柔軟な対応がなされるべきであった。

また、本事案で使用されたレポート未提出時の「反省文」については、教育的な配慮を十分にした使用をするべきであった。一般に「反省文」というタイトルからイメージされるのは、不提出や遅れに対する「罰」であり、また本件発生の翌年度（平成31年度）からレポートの未提出などの場合に「振り返りシート」を用意し、その原因や解決策を自己分析させるための書面を用意しているが、それは、あくまでも生徒の個別の事情を詳細に把握することに使用されるべきで、それを作成すること自体が目的となるような、生徒にとっては「罰」のような意味をもってしまわないように注意する必要がある。

レポート提出の本来の目的は、生徒の理解度を計る指標とすること、授業内容について理解の定着を図ることなどであることからすると、その必要性については十分検討されるべきであった。

校種間の連携について、他県の教育委員会では「中高連携シート」など、連携への工夫がなされてもいるが、倫理的な問題や効果測定を含めた、実践するに容易でかつ有効な工夫を、本県で率先して進めることを提言する。

4 教員間の連携についての提言

前章までに、当該生徒は、「反省文」や教員らとの面談で、漠然とした不安などを吐露しており、それぞれが生徒の悩みにつながるヒントを得ていながら、教員間で十分な連携が行われていなかったことを指摘した。

本事案では、学習習慣の形成などの目的で、当該生徒のために行った指導が、教員間で連携的に行われなかったことで、結果的に生徒の「負担感」が増し、当該生徒が精神的に耐えきれないところへ「追い込まれた」のではないかと指摘した。

それは、新学習指導要領に記載のあるような、生徒の個性に合わせた指導や、教員間での情報共有、カウンセリング機能やガイダンス機能の充実がなされていれば、当該生徒の負担感を取り除けたものでもあろう。また、個々の教員が「良かれと思って為した努力」が、場合によっては正反対の意味を持ってしまふことがある。それは「逆説構造」とも呼ばれ、連携不足がもたらすものの1つである。

本事案においても、複数の教員が当該生徒と関わりながらも、情報の共有をする体制が不十分で、速やかな対応には至らなかった。教員らはそれぞれが当該生徒のためになるものと信じて指導を行っているが、結果として悩みを抱えた当該生徒を追い詰めるものとなってしまった。

教員間の連携に関し、本部会の聴き取り調査の中で、教員は一般に問題と思われる生徒を自分や自分の代で再教育したいと思う傾向があるという趣旨を述べられ、よく言われる「教育の連携」というよりは、むしろ「連携による教育」と理解されるものの重要性を示唆された方がいる。

生徒を巡る教員間の連携について、本県では、これまでに「申し送り個票」などがあるが、その活用の検証や連携の実態を、複雑ではなく具体的に知らせる方法など、さらなる工夫を進めることを提言する。

本部会では、連携の「見える化」とも呼ぶべきあり方や、教員の個性やパーソナリティーに頼らない連携の方法の必要性について議論された。それは教員間の連携は、「教員」を越えて人間として根源的な問題にも触れるからである。ここでいう連携とは、教育を巡る教員の連携であるが、「情報の共有」といったものを越えて、その授受やその後の教育行為の連携的な遂行には、教員の個性やパーソナリティーといったものにも左右される面がある。教員の中には、単独での遂行を得意とする者も当然予想され、それは尊重されるべきであるが、理想的には、支援の必要な生徒への連携的な行動を通じて、教員間でさらに深い、ある意味では高い水準の新たな教育的連携、人としての連携がもたらされるような工夫が必要である。

上記の提言の推進は、本事案を経験した本県として不可能ではないはずである。着実な努力を提言し、その進捗の報告を期待したい。

5 伝統校、実業系学校での指導についての提言

前章までに当該生徒の問題を、連携して把握できなかったこと、気付ける教員間の連携がなかったことを指摘した。

また高校での指導を「厳しい指導は当然」と積極的に評価する意見もあるが、当該生徒の自死に触発されてツイッターへの書き込みをした生徒がいたように、本部会が実施したアンケートに対する生徒らの回答を見ると、学校の指導のあり方に不満や、閉塞感を感じている生徒が少なからずいる。

高校での「厳しい」指導とはどのようなものか、そのような指導が必要かどうか、改めて考える段階にあるように思われる。

本事案は、県内では有数の歴史を誇る工業高校で起きたことであり、同校は、卒業後は就職する者が多い高校である。その校風とも言える、社会人としての自立のための「厳しい指導」は、保護者には、むしろ、歓迎される伝統が存在したようである。また、就職後のことを考えると、雇い主側は、「しつけ」の厳しい指導を、学校側に望むことが多かったであろう。教員の側も工業高校での実習上の安全上のこともあり、叱責や大声での指導や体罰を行うことが許された時代もあったかもしれない。

伝統の良い部分は守り、教育上の教授技術は近代的なものを創出することが、今後の本県の伝統校の大きな役割になるのではないかと提言する。組織風土の変革については、社会心理学や最近の研究実践でも報告されているものは少なくない。前項に提言をした教員間や校種間の連携についての提言と並び「叱責」ではない、教員の生徒への具体的な「ことばかけ」も対象とするような実践的な対応の工夫を提言する。

6 専門職の位置付けの確認と指揮についての提言

本事案でも見られたスクールカウンセラー等、他職種の校内での活用と位置付けについて確認をしておきたい。

スクールカウンセラーは、今日、「チーム学校」とも呼ばれる、教員だけではなく異種専門職が共同しての学校事業の展開の最初の職種にもなっている。

しかし、その校内での位置づけと活用法を共通の認識にしておかないと、専門職として十分な能力を発揮できない場合があることを指摘しておきたい。

スクールカウンセラーは学校での通常の「心のケア」をその中心の職務とする。緊急時においては、協力を求められた臨床心理士会が派遣する特別チームが当たることが他県でも少なくないと思われる。

このような事案が発生した場合、スクールカウンセラーは、事態収拾に大きく協力できるが、問題解決の中心になり得る職種ではない。あくまで中心は学校長であり、教育委員会である。その上でスクールカウンセラーや、必要な他の職種との連携的な実践的活用を学校、教育委員会が指揮をとって遂行し得る組織として準備しておくことを提言する。

7 「連携」についての実践的な対策研究の必要性の提言

学校で生起する問題で、対策として校種間、また教員間の「連携」を提言した報告書は少なくない。しかし、実際には、この連携は必ずしも容易ではない。

以下は、本部会で議論してきた、このような問題に対して考えられる具対策案の一部であるが、今後は、さらに一般性のある活用しやすいものにまで工夫をする必要性を提言する。

- ① 支援が必要な生徒について中学高校間での「連携シート」等について、その有効性の検証も含めた活用の検討を、各市町村教育委員会との協力も得て行う。
- ② 実業系学校の生徒への伝統的な対応の見直し。そこでは、「高1ギャップ」等とも呼ぶべき状況にある生徒の把握・見出し方、対応としての有効な「ことばかけ」と教員の組織的な対応。
- ③ 先進県での取り組みの検証と修正・展開、等。

これらは、通常の学校のあり方への提言でもあるが、本事案のような緊急事態においては、さらに難しいものを含む。例えば、問題を抱えた当該学校から教育委員会への自死対策等の専門的知識と経験を有する者の派遣要請である。また、そこには、緊急時の命令系統等を含む支援体制といった組織上の問題の解決も要求される。

また、上述してきたように、本事案や、いじめによる自死事案について、その「解決策」の1つともされることが多い、教員同士や校種間の「連携」につ

いて、検証を経た、实际的で、より一般的に活用が可能なものは、いまだ示されていないのが現状である。家庭と学校との連携という重要な問題もある。

本事案で、ご遺族は2つのことを本部会に期待されている。1つは、いったい何があったのか、「事の真相」を知りたいということ、もう1つは、この件を無駄にしないで同様のことが繰り返されない方途を具体的に示して欲しいということである。そして、本事案での調査でも「連携」が大きくクローズアップされてきた。

「連携」に関する調査・実践的な研究は不可能なことではない。特に、本事案に関わった者や、研究者から見れば、「実践的な連携研究」とも呼ぶべきものの遂行は遠くにあるものではない。

既に他項で示したものもあるが、以下に再度、強調しておきたい。

校種間、教員間、また家庭との「連携」について具体策を出されたい。また、反省という形や叱責という形態で生徒の変容を得ようとする場合に、それが不首尾に終わろうとするときに、叱責や反省を、その質や方法を変えるよりは、量において更に厳しい叱責や反省を求めることを以って、正そうとする一般的な傾向は「問題を生む頑固な一貫性」という意味で「コヒーランス」とも呼ばれている。解決策は散見されるが、その実践的で一般性のある対策は、大きな研究対象である。

今後、同様のことが生じた場合に向け、当該学校への専門的な支援ができる緊急時に必要な「キーパーソン」といった人材育成のためにも、「実践可能な学校間連携の具体的方法」や「支援のための実践研究」は、本事案から強く要請されることである。

「実践的な支援策」について、集まって「会議」をするという程度では解決は遠い。しかし反対に、長時間を要する難題でもないように感じる。そこでは「連携」と並び先生の生徒への具体的な「ことばかけ」、緊急時の相談・指示システムに加えて、事案それぞれに予想される他機関との連携といったものも研究対象にして、大学等の専門研究者を含めた、予防・介入・予後の3点を見据えた実践的な対応策の検討が早急に開始されることを提言する。

おわりに

本部会は、第1章でも示したように、平成30年10月31日、ご遺族から、県知事と教育長あてに「自死の原因が学校の不適切な指導にあったのではないか」との訴えがなされたのを受けて設置された。

本報告は、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」に対して上記の訴えに応える形でその調査結果を示すことを第一の目的とした。

本部会は、設置時点では、迅速で、ご遺族に対しても丁寧な進行が維持されていたと感じる。何よりも、そもそものご遺族の意志を反映させる形態で出発し進行していたと感じる。しかし結果的には不足するものが少なくないかもしれない。本報告に示したことがさらに議論され、同様の問題の解決に活かされ、本県の教育の進展に微歩なりとも寄与できることを願う次第である。

令和3年3月26日

(宮城県いじめ防止対策調査委員会委員名簿)

令和3年3月26日現在

役職	氏名	所属等	専門分野
委員長	野口 和人	東北大学大学院教育学研究科教授	教育
副委員長	白石 雅一	宮城学院女子大学教育学科教授	教育
委員	大橋 洋介	弁護士	法律
委員	武田 賢治	弁護士	法律
委員	舩越 俊一	宮城県立精神医療センター副院長	医師
委員	佐藤 あけみ	医療法人社団原クリニック臨床心理士	心理
委員	内藤 裕子	東北福祉大学総合福祉学部心理学科准教授	心理
委員	長谷 諭	宮城県立精神医療センター	福祉
委員	小野 彩香	特定非営利活動法人 Switch 常務理事	福祉
委員	千葉 宗久	宮城県人権擁護委員連合会	人権擁護
委員	平間 幹夫	宮城県さわらび学園 園長	福祉
委員	池田 耕一	宮城県北部児童相談所 所長	福祉
委員	八巻 直恵	宮城県立精神保健福祉センター	保健師
委員*	長谷川 啓三	東北大学名誉教授	教育
委員*	奥山 優佳	東北文教大学短期大学部子供学科教授	教育
委員*	北島 みどり	弁護士	法律
委員*	細川 潔	弁護士	法律
委員*	神 春美	宮城県人権擁護委員連合会	人権擁護

※ 本報告時点の委員名簿であり、各委員の任期の関係で本部会設置当初と構成委員が異なる。なお、本部会委員は、令和2年12月21日の任期終了日以降は、本委員会の臨時委員として任命されている。